

# 官報 号外

昭和五十一年五月二十日

## 第七十七回 衆議院會議録 第二十二号

昭和五十一年五月二十日(木曜日)

議事日程 第十九号

昭和五十一年五月二十日

午後二時開議

- 第一 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
- 第二 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
- 第四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件
- 第六 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案外三案

日程第四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

日程第六 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案、日程第二、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、日程第四、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中六助君。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔田中六助君登壇〕

○田中六助君 たいま議題となりました経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案外三つの法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

経済協力開発機構金融支援基金は、経済協力開発機構、すなわちOECD加盟国が、一定期間相互に金融支援を行うため、二百億SDRの規模をもって設立される制度であります。

わが国といましては、先進諸国間においてこのような相互扶助的な制度を有することは、世界経済に不測の事態が起こるのを回避し、ひいてはわが国経済の安定と発展にも資することとなるとの見地から、これに加盟することとしたしております。

次に、この法律案の主な内容を申し上げますと、まず第一に、政府は、経済協力開発機構金融支援基金等との間で、外国為替資金特別会計の負担において、二十三億四千万SDRに相当する金額の範囲内で基金への貸し付けもしくは貸し付け予約等を行うこと及び基金からの借り入れ等を行うことができることとしたしております。

第二に、政府は、基金への貸し付け原資等に充てるため必要がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、日本銀行または外国為替公認銀行等から借り入れを行うこと等ができることとしたしております。

続いて、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

アフリカ開発基金は、現在その資金がほとんど枯渇し、新規の融資申請には応じ得ぬ事態となっております。

このため、基金は、本年以降三カ年間の融資約

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案外三案 国際通貨基金協定の第二次改正の受諾に  
ついて承認を求めめるの件外一件

七四〇

束に充てる資金を賄うため、総額約二億二千百万  
計算単位の第一次一般増資を決議いたしましたのであ  
ります。

本法律案の内容は、この増資決議に基づき、わ  
が国が新たに増資することとなり、現行ドルで約  
算単位に相当する金額、すなわち、現行ドルで約  
三千三百万ドルの範囲内において本邦通貨により  
出資することができるものとするものでありま  
す。

なお、この出資は、三回均等年賦により、ま  
た、当初出資と同様に全額国債をもって行われる  
予定であります。

次に、米州開発銀行への加盟に伴う措置に関す  
る法律案について申し上げます。

米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経  
済的及び社会的開発を目的として、一九五九年に  
設立されて以来、活発な融資活動を行ってきたの  
であります。増大する資金需要に対応するため、  
同銀行はその設立協定を改め、米州機構加盟  
国に限定されていたその加盟資格を域外先進国に  
も開放することとなりました。

わが国といたしましても、このたび欧州先進諸  
国等とともにこれに加盟し、中南米諸国の開発促  
進に積極的な協力を行うことといたしているの  
であります。本法律案は、この加盟に伴い、同銀  
行に対する出資等について所要の措置を規定する  
もので、主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、政府は同銀行に対し、協定により  
定められている合衆国ドルで五千六百九十七万ド  
ル、すなわち、現在の合衆国ドルで約六千八百七  
十万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦  
通貨により出資し、また、同銀行の特別業務基金  
に充てるため、予算で定める金額の範囲内におい  
て、本邦通貨により拠出することができることと  
いたしております。

第二に、同銀行への出資及び拠出は、国債の交  
付によって行いう方法が認められておりますので、  
国債発行権限を政府に付与するとともに、その発

行条件、償還等に関して必要な事項を定めており  
ます。

第三に、同銀行が保有する本邦通貨その他の資  
産の寄託所として、日本銀行を指定することとい  
たしております。

最後に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行へ  
の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する  
法律案について申し上げます。

国際通貨基金は、五年ごとに出資額の一般的檢  
討を行い、全体の規模を世界経済の伸長に合わせ  
て調整し、また、各国の割当額をその国力の変化  
に対応させることとなっております。

今回、基金においてこの一般的檢討が行われま  
した結果、基金の規模は二百九十二億SDRから  
三百九十億SDRへと三三・六%増大し、わが国  
の割当額は三八・三%の増加を見っております。

次に、この法律案の主な内容を申し上げます  
と、第一に、政府が国際通貨基金に対し出資する  
ことができる限度額を現行の十二億SDRから十  
六億五千九百万SDRに引き上げることとした  
しております。これによりまして追加出資されま  
す額は四億五千九百万SDRであります。

第二に、国際通貨基金に対する出資は、従来、  
金及び本邦通貨で行われておりましたが、これを  
SDRまたは本邦通貨等で行うことといたして  
おります。

以上の各案につきましては、昨十九日質疑を終  
了し、順次採決を行いましたところ、いずれも多  
数をもって原案のとおり可決すべきものと決しま  
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入りま  
す。

まず、日程第一、第二及び第四の三案を一括し  
て採決いたします。

三案の委員長長の報告はいずれも可決でありま  
す。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三案  
とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案  
は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 国際通貨基金協定の第二次改正の  
受諾について承認を求めめるの件

日程第六 国際連合大学本部に関する国際連  
合と日本国との間の協定の締結について承  
認を求めめるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、国際通貨基金  
協定の第二次改正の受諾について承認を求めめる  
の件、日程第六、国際連合大学本部に関する国際連  
合と日本国との間の協定の締結について承認を求  
めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長鯨岡兵輔  
君。

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について  
承認を求めめるの件及び同報告書

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国と  
の間の協定の締結について承認を求めめるの件  
及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鯨岡兵輔君登壇)

○鯨岡兵輔君 ただいま議題となりました二件に  
つきまして、外務委員会における審査の経過並び  
に結果について御報告申し上げます。

申上げます。

一九七一年八月のニクソン・ショック以降、国  
際通貨制度は大きな変容を受け、これに対処する  
ため国際通貨基金の二十カ国委員会及び暫定委員  
会等において第二次改正につき検討が行われてま  
したが、本年一月キングストンで開かれた暫定委  
員会において合意が成立し、この合意に基づいて  
理事会が案文を起草し、総務会によって承認され  
たものであります。

その主な内容を申し上げますと、為替取り決め  
につきましては、各加盟国が自由にその為替相場  
制度を選択することができ、基金と協調の上、そ  
の監視に従うこととなっており、また、世界経済  
が安定した後は、基金が平価制度への移行を決  
定することができることとなっております。

次に、金の取り扱いにつきましては、国際通貨  
制度における金の役割りを漸次縮小させることに  
しており、その他、基金の一般資金の利用、基金  
の機構等につき所要の規定の整備を図っておりま  
す。

本件は、五月十一日本委員会に付託され、十四  
日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行  
いましたが、その詳細は会議録により御承知を願  
います。

かくて、昨十九日質疑を終了し、採決を行いま  
した結果、多数をもって承認すべきものと議決  
いたしました。

次に、国際連合大学本部協定について申し上げ  
ます。

政府は、本協定の締結について、国際連合との  
間に交渉を行ってまいりましたが、合意に達しま  
したので、本年五月十四日ニューヨークにおいて  
本協定に署名を行いました。

本協定の主な内容は、国際連合大学本部を東京  
首都圏に設置すること、大学本部施設は不可侵で  
あること、大学職員に対する訴訟手続の免除及び  
課税の免除等について規定しております。

本件は、五月十八日本委員会に付託され、昨十

九日政府から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第六につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 身体障害者雇用促進法及

び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長熊谷義雄君。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○熊谷義雄君登壇

熊谷義雄君 ただいま議題となりました身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、身体障害者及び中高年齢者の雇用の促進を図るため、事業主に対する身体障害者の雇用義務を強化するとともに、身体障害者雇用納付金制度及び中高年齢者雇用率制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、すべて事業主は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者の雇用に関し共同の責務を有すること、身体障害者である労働者は、みずから進んで能力を開発し、有為な職業人として自立するよう努めなければならないことを明らかにすること、

第二に、事業主は、身体障害者雇用率以上の身体障害者を雇用していなければならないこととするるとともに、身体障害者雇入れ計画に関する労働大臣の勧告に従わない事業主を公表する制度を設けること、

第三に、雇用促進事業団は、雇用率を超えて身体障害者を雇用している事業主等に対して、身体障害者雇用調整金を支給することとし、これらの費用に充てるため、当分の間、三百人を超える労働者を雇用する事業主から、雇用率未達成の身体障害者数に応じて納付金を徴収すること、

第四に、身体障害者雇用促進協会を設立し、身体障害者職業訓練校の運営等を行うこと、

第五に、精神薄弱者に対するこの法律の適用、身体障害者職業生活相談員の選任等について、必要な規定を設けること、

第六に、労働大臣は、高年齢者雇用率を設定することができることとし、事業主は、雇用率以上の高年齢者を雇用するように努めなければならないこと、

第七に、労働大臣は、高年齢者雇用率未達成事業主に対し、雇用率達成計画の作成を命ずることができること

がであること。本案は、五月十四日参議院より送付され、同日付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、日本共産党・革新共同より、身体障害者雇用促進協会の設立に関する規定を削除する等の修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件外一件 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

- 外務大臣 宮澤 喜一君
大蔵大臣 大平 正芳君
労働大臣 長谷川 峻君

○朗読を省略した議長の報告 (法律公布案上及び通知)

一、昨十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律
学校教育法の一部を改正する法律
都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律

(通知書受領)
一、昨十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奉上了した旨の通知書を受領した。
国立学校設置法の一部を改正する法律
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律
下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律
海洋汚染防止法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
建設労働者の雇用の改善等に関する法律

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

七四二

賃金の支払の確保等に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、昨十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和五十一年度中小企業の動向に関する年次報告  
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和五十一年度において講じようとする中小企業施策についての文書

観光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和五十一年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和五十一年度において講じようとする観光政策についての文書

一、昨十九日、内閣から次の報告書を受領した。  
国土利用計画法第三條の規定に基づく昭和五十一年度国土の利用に関する年次報告  
国際労働機関憲章第十九條の規定による千九百七十五年の国際労働機関第六十回總會において採択された条約及び勧告に関する報告書

一、昨十九日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長森永貞一郎君から、日本銀行法第十三條ノ三第十号の規定に基づく昭和五十一年度日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 三塚 博君  | 栗原 祐幸君 |
| 箕輪 登君  | 田村 元君  |
| 吉永 治市君 | 小川 平二君 |
| 和田 貞夫君 | 中澤 茂一君 |
| 受田 新吉君 | 神田 大作君 |
| 小川 平二君 | 吉永 治市君 |
| 栗原 祐幸君 | 三塚 博君  |
| 田村 元君  | 箕輪 登君  |
| 中澤 茂一君 | 和田 貞夫君 |

地方行政委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 神田 大作君 | 受田 新吉君 |
| 愛野興一郎君 | 中村 梅吉君 |
| 片岡 清一君 | 三池 信君  |
| 小川 省吾君 | 山崎 始男君 |
| 中村 梅吉君 | 愛野興一郎君 |
| 三池 信君  | 片岡 清一君 |
| 山崎 始男君 | 小川 省吾君 |

法務委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 中澤 茂一君 | 和田 貞夫君 |
| 日野 吉夫君 | 野坂 浩賢君 |
| 八百板 正君 | 八木 昇君  |
| 山崎 始男君 | 井上 泉君  |
| 山本 幸一君 | 檜崎弥之助君 |
| 青柳 盛雄君 | 正森 成二君 |
| 山田 太郎君 | 坂井 弘一君 |
| 井上 泉君  | 山崎 始男君 |
| 檜崎弥之助君 | 山本 幸一君 |
| 野坂 浩賢君 | 日野 吉夫君 |
| 八木 昇君  | 八百板 正君 |
| 和田 貞夫君 | 中澤 茂一君 |
| 正森 成二君 | 青柳 盛雄君 |
| 坂井 弘一君 | 山田 太郎君 |

外務委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 粕谷 茂君  | 木野 晴夫君 |
| 中村 梅吉君 | 加藤 紘一君 |
| 三池 信君  | 萩原 幸雄君 |
| 赤松 勇君  | 岡田 春夫君 |
| 金子 満広君 | 栗田 翠君  |
| 大久保直彦君 | 新井 彬之君 |
| 加藤 紘一君 | 中村 梅吉君 |
| 木野 晴夫君 | 粕谷 茂君  |
| 萩原 幸雄君 | 三池 信君  |
| 岡田 春夫君 | 赤松 勇君  |
| 栗田 翠君  | 金子 満広君 |

文教委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 新井 彬之君 | 大久保直彦君 |
| 平林 剛君  | 馬場 昇君  |
| 山口 鶴男君 | 山本 幸一君 |
| 神田 大作君 | 受田 新吉君 |
| 馬場 昇君  | 平林 剛君  |
| 山本 幸一君 | 山口 鶴男君 |
| 受田 新吉君 | 神田 大作君 |

社会労働委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 瓦 力君   | 廣瀬 正雄君 |
| 稻葉 誠一君 | 和田 貞夫君 |
| 島本 虎三君 | 大柴 滋夫君 |
| 森井 忠良君 | 下平 正一君 |
| 八木 昇君  | 八百板 正君 |
| 廣瀬 正雄君 | 瓦 力君   |
| 大柴 滋夫君 | 島本 虎三君 |
| 下平 正一君 | 森井 忠良君 |
| 八百板 正君 | 八木 昇君  |
| 和田 貞夫君 | 稲葉 誠一君 |

農林水産委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 野坂 浩賢君 | 日野 吉夫君 |
| 馬場 昇君  | 平林 剛君  |
| 諫山 博君  | 金子 満広君 |
| 日野 吉夫君 | 野坂 浩賢君 |
| 平林 剛君  | 馬場 昇君  |
| 金子 満広君 | 諫山 博君  |
| 小川 平二君 | 上田 茂行君 |
| 粕谷 茂君  | 保岡 興治君 |
| 栗原 祐幸君 | 高橋 千寿君 |
| 山崎 拓君  | 加藤 紘一君 |
| 上田 茂行君 | 小川 平二君 |
| 加藤 紘一君 | 山崎 拓君  |
| 高橋 千寿君 | 栗原 祐幸君 |

運輸委員

辞任

補欠

- |        |       |
|--------|-------|
| 保岡 興治君 | 粕谷 茂君 |
| 田村 元君  | 箕輪 登君 |
| 箕輪 登君  | 田村 元君 |

通信委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 廣瀬 正雄君 | 瓦 力君   |
| 大柴 滋夫君 | 島本 虎三君 |
| 下平 正一君 | 森井 忠良君 |
| 池田 禎治君 | 小沢 貞孝君 |
| 瓦 力君   | 廣瀬 正雄君 |
| 島本 虎三君 | 大柴 滋夫君 |
| 森井 忠良君 | 下平 正一君 |
| 小沢 貞孝君 | 池田 禎治君 |

決算委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 坂井 弘一君 | 林 孝矩君  |
| 林 孝矩君  | 坂井 弘一君 |
| 山田 耻目君 | 稲葉 誠一君 |
| 稲葉 誠一君 | 山田 耻目君 |
| 原 茂君   | 村山 喜一君 |
| 村山 喜一君 | 原 茂君   |

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
科学技術振興対策特別委員

(条約受領)

一、昨十九日、参議院から受領した条約は次のとおりである。  
北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

(条約付託)

一、昨十九日、委員会に付託された条約は次のとおりである。  
北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
クリーニング業法の一部を改正する法律案  
瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
法務省設置法の一部を改正する法律案  
国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法案  
訪問販売等に関する法律案

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
学校教育法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
国立学校設置法の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案  
下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案  
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案  
海洋汚染防止法の一部を改正する法律案  
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案  
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案  
建設労働者の雇用の改善等に関する法律案  
賃金の支払の確保等に関する法律案

(議案通知)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案

(議案送付)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
昭和三十二年二月二十八日  
内閣総理大臣 三木 武夫

(議案通知)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
昭和三十二年二月二十八日  
内閣総理大臣 三木 武夫

(目的)

第一条 この法律は、経済協力開発機構金融支援基金(以下「基金」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、及び経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 特別引出権 協定第三条第一項(a)に規定する特別引出権をいう。  
二 実際上交換可能通貨 協定第七条第五項(b)に規定する実際上交換可能通貨をいう。  
三 貸付予約 協定第七条第二項に規定する貸付予約をいう。

(基金との取引等)

第三条 政府は、当分の間、外国為替資金特別会計の負担において、次に掲げる取引を行うことができる。  
一 二十億四千万特別引出権に相当する金額の範囲内で行う実際上交換可能通貨による基金への貸付け(基金に対する貸付予約を含む。)(又は他の加盟国(基金の加盟国をいう。以下同じ。))が基金に対して有する貸付債権の当該他の加盟国からの実際上交換可能通貨による譲受け

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)

第四条 政府は、前条第一号に掲げる貸付け(同条に規定する貸付予約の履行を含む。)(又は譲受けのため必要がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、同条に規定する金額の範囲内、日本銀行、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十一條に規定する外国為替公認銀行又は外国にある

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
昭和三十二年二月二十八日  
内閣総理大臣 三木 武夫

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
昭和三十二年二月二十八日  
内閣総理大臣 三木 武夫

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
昭和三十二年二月二十八日  
内閣総理大臣 三木 武夫

外国銀行から、実際上交換可能通貨により預入を受け又は借入れを行うことができる。

(実施規定)

第五条 前二条に定めるもののほか、協定の履行のために必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。  
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第九号中「及びアフリカ開発基金」を「アフリカ開発基金及び経済協力開発機構金融支援基金」に改める。

3 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
附則中第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十九項とし、第十四項の次に次の四項を加える。

15 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十二年法律第一号)以下「加盟措置法」という。)(第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下同じ。)(は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け(同条に規定する貸付予約の履行を含む。)(及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額等の合計額に含めるものとする。

昭和三十二年五月二十日 衆議院会議録第二十二号

朗読を省略した議長の報告 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に

伴う措置に関する法律

七四三

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

七四四

17 この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

18 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

理由

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴い、同基金との間に資金の貸付け及び借入れ等の取引を行うことができることとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、経済協力開発機構金融支援基金(以下「基金」という。)への加盟に伴い、基金等との間において、資金の貸付け及び借入れ等の取引を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 政府は、当分の間、基金等との間で外国為替資金特別会計の負担において、次の取引を行うことができることとする。

1 二十三億四千万特別引出権に相当する金額(約八千億円)の範囲内において、基金への貸付けあるいは貸付予約の提供等を行うこと。

2 基金からの借入れ等を行うこと。

(一) 政府は、基金への貸付け等に充てるため、必要がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、二十三億四千万特別引出権に相当する金額の範囲内で、日本銀行、外国為替公認銀行等から預入を受け、又は借入れを行うことができることとする。

(二) 本法は、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の効力発生の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う適切な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十一年五月十九日

大蔵委員長 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。 昭和五十一年二月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和四十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金に対し、同項の計算単位による三千万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

アフリカ開発基金の出資の額が増額されることとなるに伴い、我が国が出資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、アフリカ開発基金の出資の額が増額されることとなるに伴い、我が国もこれに出資するための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

政府は、アフリカ開発基金に対し、従来の出資の額のほか、三千万計算単位に相当する金額(約三千三百万現行合衆国ドル)の範囲内において、本邦通貨により出資することとする。

なお、本年度における出資予定額は約三十四億二千二百万円で、全額国債で払い込まれることとなっている。

二 議案の可決理由

本案は、アフリカ開発基金が円滑にその事業を継続し、アフリカ諸国の経済的・社会的開発を更に推進するため必要であり、併せて我が国とアフリカ諸国との友好関係の増進にも寄与するものとして適切な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十一年五月十九日

大蔵委員長 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十一年二月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的) この法律は、米州開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及び米州開発銀行を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資等) 第二条 政府は、銀行に対し、協定第二A条第一項(a)に規定する合衆国ドルによる五千六百九十七万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、協定第四条第一項に規定する特別業務基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により抽出することができる。

(国債による出資等) 第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し又は抽出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は抽出することができる。

2 前項の規定により出資し又は抽出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十條第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合

において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「米州開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかわらず、協定第十四条第四項の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号「アジア開発銀行」の下に「米州開発銀行」を加える。

理由

米州開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び同銀行の特別業務基金に充てるための拠出等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、米州開発銀行(以下「銀行」という。)への加盟に伴い、同銀行を設立する協定の定めるところにしたがい、銀行に対し出資及び銀行の特別業務基金に充てるための拠出を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 銀行に対する出資等

- 1 政府は、銀行に対し、一九五九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる五、六九七万ドルに相当する金額(六、八七二万五千現行ドル)の範囲内において、本邦通貨により出資することができ

ることとする。

- 2 政府は、銀行の特別業務基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができるとする。

(二) 国債による出資等

政府は、銀行に対して出資し、又は拠出する本邦通貨の全部又は一部を、国債で出資し又は拠出することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。

(三) 寄託所の指定

銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

(四) 議案の可決理由

本案は、米州開発銀行への加盟に伴い、必要にして適切な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算において、米州開発銀行に対する出資額として五億八千三百万円が計上されている。

なお、このほかに、同年度中に同額の出資金及び特別業務基金に充てるための拠出金約七十億六千万円の国債による払込みが予定されている。右報告する。

昭和五十一年五月十九日

大蔵委員長 田中 六助  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十一年五月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「銀行への出資額」に改め、同条第一項中「基金及び」及び「それぞれ」を削り、「国際通貨基金協定第四条第一項(a)」を「国際復興開発銀行協定第二条第二項(a)」に改め、同条第二項中「基金又は」及び「九百億」を削り、同条第三項中「基金又は」及び「それぞれ」及び「八百十億」及び「一千七億」を削り、同条第二項の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

(基金への出資額)  
第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による十六億五千九百万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。

第三条中「金及び本邦通貨」を「特別引出権(国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。)、他の基金加盟国通貨、本邦通貨又は金」に、「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際通貨基金協定第三条第三項(b)の規定により我が国の基金に対する出資があつたものとみなされる場合には、当該出資は、外国為替資金特別会計の負担においてされたものとみなす。

第五条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第三条第五項」を「第三条第四項」に改める。第七条第一項中「基金の保有する」を「基金がその一般会計の一般資金勘定において保有する」に、「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十一条第一項中「左に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「他の基金加盟国通貨」の下に「又は特別引出権」を加え、同項第二号中「金」を「特別引出権」に改め、同項第四号中「前各号に掲げる取引に類する」を「その他国際通貨基金協定に基づく」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「買いもどし」を「買戻し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 他の基金加盟国通貨による特別引出権の基金からの買入れ

第十一条第二項中「前項各号に掲げるもののほか、外国為替資金特別会計の負担において」を「前項第五号の規定により」に、「第七条第二項(i)」を「第七条第一項(i)」に、「貸付けを行ない、並びに」を「貸付けを行った場合には、外国為替資金特別会計の負担において」に改める。

第十三条第六項中「他の基金加盟国通貨」の下に「又は特別引出権」を加え、「基準外国為替相場」を「同協定第十九条第七項(a)の規定に基づく交換比率」に改める。

第十五条(見出しを含む。)中「特別引出勘定」を「特別引出権会計」に、「第二十二條」を「第十六條」に改める。

第十六条第一項中「第三十二條(a)」を「第三十條(e)」に、「わが国」を「我が国」に、「出資額を同協定第二十一條第二項に規定する特別引出権の価値の単位で換算した額をこえない」を「出資額(同協定第三条第三項(b)の規定により我が国の基金に対する出資があつたものとみなされる場合における当該出資の額を含む)を超えない」に、「第二十四條」を「第十八條」に改める。

第十七条の見出しを「(参加国等との特別引出権に係る取引等)」に改め、同条中「基金又は国際通貨基金協定第二十三條第一項若しくは第三項に規定する参加国若しくは保有者」を「国際通貨基金協

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

国際通 七四六

定第十七条第一項に規定する参加国(同協定第二十四条第二項(a)に規定する参加終了国を含む。)又は同協定第十七条第三項に規定する保有者」に、「基金等」を「参加国等」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第一号及び第二号中「基金等」を「参加国等」に改め、「金又は」を削り、同条第三号中「前二号に掲げる取引に類する」を「その他国際通貨基金協定に基づき」に改める。

附則

1 この法律は、国際通貨基金協定の第二次改正の効力発生の日から施行する。ただし、公布の日が当該効力発生の日後であるときは、公布の日から施行する。

2 改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「改正後の加盟措置法」という。)第二条の規定による国際通貨基金(以下「基金」という。)に対する出資額は、改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「改正前の加盟措置法」という。)第二条の規定による基金に対する出資額を含むものとする。

3 政府は、改正後の加盟措置法第二条の規定により基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による百四十七万五千五百特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

4 外国為替資金特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条」を「第十五条」に改める。

第五条第六項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第八条第一項中「外国為替等の価額」を「外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下

この条において同じ。)の価額」に、「特別引出権及び金地金」を「金銀地金」に改め、「特別引出権については国際通貨基金協定第二十一条第二項に規定する特別引出権の価値の単位に相当する本邦通貨の金額とし、金地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)に規定する統制額とし」を削り、「銀地金」を「金銀地金」に、「その都度」を「政令で定める場合を除き」に改め、同条に次の一項を加える。

3 外国為替資金に属する特別引出権及び特別引出権以外の資産で特別引出権をもつて表示されるものの価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

5 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「国際通貨基金協定(昭和二十七年条約第十三号)第四条の規定による価格の範囲内」を削る。

理由

国際通貨基金の出資額の増額及び国際通貨基金協定の第二次改正の発効に伴い、同基金への出資のための措置その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際通貨基金(以下「基金」という。)の出資額の増額及び国際通貨基金協定の第二次改正の発効に伴い、基金への出資のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 政府は、基金に対し、十六億五千九百万SDRに相当する金額の範囲内において出資することができることとする。

(注) 本改正により新たに出資される額は、新出資権額十六億五千九百万SDRと現行の出資権額十二億SDRとの差額四億五千九百万SDRである。

(二) 基金に対する出資は、現行の金及び本邦通貨に代えてSDR又は本邦通貨等で行うこととする。

二 議案の可決理由

国際通貨基金の出資額の増額及び国際通貨基金協定の第二次改正の発効に伴い、同基金への出資のための措置等を講ずることは、適切妥当な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十一年五月十九日

大蔵委員長 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求むるの件

右

国会に提出する。

昭和五十一年五月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求むるの件

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求むる。

理由

この改正は、世界経済の現状に適合した国際通貨制度を確立すること等を内容とするものであつて、世界経済の安定的発展を実現するために必要であり、また、世界経済の動向によつて影響されるところの大きい我が国の経済の発展にも寄与することになると考えられる。よつて、この改正を

受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際通貨基金協定の第二次改正  
国際通貨基金協定の規定を次のように改める。  
この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

序

(i) 国際通貨基金は、当初採択され、その後改正されたこの協定の規定に従つて設立し及び運営する。

(ii) 基金がその操作及び取引を行うことができるようにするため、基金に一般会計及び特別引出権会計を置く。基金への加盟は、特別引出権会計に参加する権利を伴う。

(iii) この協定によつて認められた操作及び取引は、この協定の規定に従い一般資金勘定、特別支払勘定及び投資勘定によつて構成される一般会計を通じて行う。ただし、特別引出権に係る操作及び取引は、特別引出権会計を通じて行う。

第一条 目的

国際通貨基金の目的は、次のとおりである。  
(i) 国際通貨問題に関する協議及び協力のための機構となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進すること。  
(ii) 国際貿易の拡大及び均衡のとれた増大を助長し、もつて経済政策の第一義的目標である全加盟国の高水準の雇用及び実質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄与すること。  
(iii) 為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取極を維持し、及び競争的為替減価を防止すること。

(iv) 加盟国間の經常取引に関する多角的支払制度の樹立を援助し、及び世界貿易の増大を妨げる外国為替制限の除去を援助すること。

(v) 適当な保障の下に基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させ、このようにして国内的又は国際的な繁栄を破壊するような措置に訴えるこ



となしに国際収支の失調を是正する機会を提供することにより、加盟国に安心感を与えること。

(i) から (v) までの規定に従い、加盟国の国際収支の不均衡の持続期間を短縮し、かつ、その程度を軽減すること。

基金は、そのすべての政策及び決定につき、この条に定める目的を指針としなければならない。

第二条 加盟国の地位

第一項 原加盟国

基金の原加盟国とは、連合国通貨金融会議に代表された国でその政府が千九百四十五年十二月三十一日前に加盟国の地位を受諾するものをいう。

第二項 その他の加盟国

加盟国の地位は、総務会が定める時期に、総務会が定める条件に従つてその他の国にも開放する。その条件(出資の条件を含む)は、既に加盟国となつている国について適用されている原則に合致する原則を基礎とする。

第三条 割当額及び出資

第一項 割当額及び出資額の払込み

各加盟国は、特別引出権で表示される割当額を割り当てられる。連合国通貨金融会議に代表された加盟国で千九百四十五年十二月三十一日前に加盟国の地位を受諾するもの割当額は、付表Aに掲げる額とする。その他の加盟国の割当額は、総務会が定める。各加盟国の出資額は、当該加盟国の割当額と同額とし、全額を適当な寄託所において基金に払い込む。

第二項 割当額の調整

(a) 総務会は、五年を超えない間隔を置いて加盟国の割当額につき一般的検討を行い、適当と認めるときは、その調整を提議する。総務会は、また、その他のいかなる時にも、適当と認めるときは、加盟国の要請に基づいてその割当額の調整を考慮することができる。

(b) 基金は、いつでも、第五条第十二項(i)及

(j)の規定に基づき特別支払勘定から一般資金勘定に繰り入れた額を累積額で超えない範囲内において、千九百七十五年八月三十一日に基金の加盟国であつた加盟国の割当額を同日における当該加盟国の割当額に比例して増加することを提議することができる。

(c) いかなる割当額の変更にも、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

(d) 加盟国の割当額は、当該加盟国が同意し、払込みを行うまで変更されない。ただし、次項(b)の規定に従つて払い込んだものとみなされる場合は、この限りでない。

第三項 割当額が変更された場合の払込み

(a) 前項(a)の規定に基づく自国の割当額の増加に同意した各加盟国は、基金が定める期間内に、増加額の二十五パーセントを特別引出権で基金に払い込む。ただし、総務会は、各加盟国がこの払込みの額の全部又は一部を、すべての加盟国について同一の基準により、基金が他の加盟国の同意を得て特定する当該他の加盟国の通貨又は自国通貨で払い込むことができることを定めることができる。特別引出権會計の非参加国は、増加額のうち参加国の特別引出権による払込みの割合に等しい割合を得て特定する当該他の加盟国の通貨で払い込む。各加盟国は、増加額のうち残額を自国通貨で基金に払い込む。加盟国の通貨の基金保有額は、この(a)の規定に基づく他の加盟国による払込みの結果として、第五条第八項(b)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならない。

(b) 前項(b)の規定に基づく自国の割当額の増加に同意した各加盟国は、当該増加額に等しい出資額を基金に払い込んだものとみなす。

(c) 加盟国が自国の割当額の減少に同意した場合に、基金は、六十日以内に、減少額に等しい額をその加盟国に払い戻す。この払戻し

は、その加盟国の通貨及び特別引出権又は基金が他の加盟国の同意を得て特定する当該他の加盟国の通貨で行われ、特別引出権又は他の加盟国の通貨による払戻しの額は、当該加盟国の通貨の基金保有額が新割当額未満に減少するのを防止するために必要な額とする。

ただし、基金は、例外的状況においては、加盟国に当該加盟国の通貨で払い戻すことによつて当該加盟国の通貨の基金保有額を新割当額未満に減少させることができる。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(d) (a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

(a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

金及び他の加盟国と協力することを約束する。各加盟国は、特に、次のことを行わなければならない。

(i) 自国の置かれた状況に妥当な考慮を払つた上、自国の経済上及び金融上の政策を物価の適度の安定を伴う秩序ある経済成長を促進する目的に向けるよう努力すること。

(ii) 秩序ある基礎的な経済上及び金融上の条件並びに不規律な変動をもたらすこととならない通貨制度を育成することにより安定を促進することを探究すること。

(iii) 国際収支の効果的な調整を妨げるため又は他の加盟国に対し不公正な競争上の優位を得るために為替相場又は国際通貨制度を操作することを回避すること。

(iv) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(v) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(vi) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(vii) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(viii) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(ix) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(x) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xi) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xii) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xiii) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xiv) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xv) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xvi) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xvii) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

(xviii) この項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 國際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めの件及び同報告書

が選択するものを適用する権利を制限することなく、一般的為替取極に関する規定を設けることができる。

第三項 為替取極の監視

(a) 基金は、國際通貨制度の効果的な運営を確保するため國際通貨制度を監督し、また、第一項の規定に基づく各加盟国の義務の遵守について監督する。

(b) 基金は、(a)の規定に基づく任務を遂行するため、加盟国の為替相場政策の確実な監視を実施し、また、為替相場政策に関するすべての加盟国に対する指針とするための特定の原則を採択する。各加盟国は、この監視のために必要な情報を基金に提供しなければならず、また、基金が要求するときは、自国の為替相場政策について基金と協議しなければならぬ。基金が採択する原則は、加盟国が一又は二以上の他の加盟国の通貨の価値との関連において自国通貨の価値を維持する二以上の加盟国の間の協力的取極並びに基金の目的及び第一項の規定に合致する他の為替取極であつて加盟国が選択するものと矛盾するものであつてはならない。この原則は、加盟国の国内の社会的又は政治的政策を尊重するものでなければならず、また、基金は、この原則を適用するに当たり、加盟国の置かれた状況に妥当な考慮を払わなければならない。

第四項 平価

基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、國際經濟の条件が安定的なしかし調整可能な平価を基礎とした広範な為替取極の制度の導入を許容するものであることを決定することができる。基金は、世界經濟の基礎的な安定に基づいてこの決定を行うものとし、このため、加盟国の經濟における物価の動向及び成長率を考慮する。この決定は、國際通貨制度の進展に照らし、特に、流動性の創出要因を考慮し、また、平価制度の効果的な運営を確保する

ために、國際収支が黒字である加盟国及び赤字である加盟国の双方が調整を達成する目的で迅速かつ効果的であつて均衡のとれた措置をとるための取極並びに介入のため及び不均衡に対する処置をとるための取極を考慮して、行われる。基金は、この決定を行った際に、付表Cの規定が適用される旨を加盟国に通告する。

第五項 加盟国の管轄地域内における別個の通貨

(a) この条の規定に基づく加盟国の自国通貨に関する措置は、当該措置が本国通貨のみに関するものであること、指定する一若しくは二以上の別個の通貨のみに関するものであること又は本国通貨及び指定する一若しくは二以上の別個の通貨に関するものであることを当該加盟国が宣言しない限り、当該加盟国が第三十一条第二項(b)の規定に基づいてこの協定を受諾したすべての地域の別個の通貨についても適用されるものとみなす。

(b) この条の規定に基づく基金の措置は、基金が別段の宣言をしない限り、加盟国の(a)に規定するすべての通貨に関するものとみなす。

第五節 基金の操作及び取引

第一項 基金と取引する機関

各加盟国は、自国の大蔵省、中央銀行、安定基金その他これらに類似する財務機関を通じてのみ基金と取引するものとし、基金は、これらの機関とのみ又はこれらの機関を通じてのみ取引するものとする。

第二項 基金の操作及び取引に対する制限

(a) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、基金の計算で行う取引は、加盟国の発意で、その加盟国に対して、買入れを希望するその加盟国の通貨と引換えに一般資金勘定において保有する基金の一般資金から特別引出権又は他の加盟国の通貨を供給することを目的とする取引に限る。

(b) 基金は、要請があつた場合には、基金の目的に合致する金融上及び技術上の役務(加盟

国が拠出した資金の管理を含む)を提供することを決定することができる。この金融上の役務の提供に係る操作は、基金の計算で行つてはならない。この(b)の規定に基づく役務は、加盟国に対し、当該加盟国の同意なしに、いかなる義務をも課するものであつてはならない。

第三項 基金の一般資金の利用に関する条件

(a) 基金は、その一般資金の利用に関する政策(スタンド・バイ取極又はこれに類似する取極に関する政策を含む)を採択するものとし、また、特別な國際収支問題のための特別な政策を採択することができる。これらの政策は、加盟国がその國際収支上の問題をこの協定の規定に合致する方法で解決することを援助し及び基金の一般資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような内容のものである。

(b) 加盟国は、次の(i)から(v)までの条件に従い、他の加盟国の通貨を等額の自国通貨と引換えに基金から買入れることができる。

(i) 当該加盟国による基金の一般資金の利用がこの協定及びこの協定に基づいて採択された政策に従つて行われること。

(ii) 当該加盟国がその國際収支、対外準備ポジション又は対外準備の推移を理由として買入れを行う必要がある旨を示すこと。

(iii) 申し込まれた買入れがリザーブ・トランジェの買入れであること又は、申し込まれた買入れにより、買入国通貨の基金保有額が買入国の割当額の二百パーセントを超えらることとならないこと。

(iv) 基金が、買入れを希望する加盟国に基金の一般資金を利用する資格がない旨を第五項、次条第一項又は第二十六條第二項(a)の規定に基づいて宣言していないこと。

(c) 基金は、申し込まれた買入れがこの協定及びこの協定に基づいて採択された政策に合致

するかどうかを決定するため、買入れの要請を審査する。ただし、リザーブ・トランジェの買入れの要請については、異議を提起しない。

(d) 基金は、売却する通貨の選定に関する政策及び手続を採択する。この政策及び手続は、加盟国との協議の上、加盟国の國際収支及び対外準備ポジション並びに為替市場の動向を考慮し、また、長期的にみて基金におけるポジションの均衡を促進することが望ましいことを考慮したものとする。ただし、加盟国は、他の加盟国の通貨の買入れを、当該他の加盟国によつて提供された等額の自国通貨の取得を希望していることを理由として、申し込んでいる旨を表明する場合には、基金が当該他の加盟国の通貨の基金保有額が不足している旨を第七條第三項の規定に基づいて通告していない限り、当該他の加盟国の通貨を買入れることができる。

(e) (i) 各加盟国は、基金から買入れられた自国通貨の残高が、自由利用可能通貨の残高であること又は、買入れの時に、自国が選定する自由利用可能通貨と第十九條第七項(a)の規定を基礎とするこれらの二の通貨の間の交換比率に相当する交換比率により交換されることができ、保証しなければならぬ。

(ii) 自国通貨が基金から買入れられた各加盟国及び基金から買入れられた各加盟国は、買入れの時に当該自国通貨の残高が自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨と交換されることができ、基金及び他の加盟国と協力しなければならぬ。

(iii) 自由利用可能通貨以外の通貨の(i)の規定に基づく交換は、自国通貨が買入れられた加盟国によつて行われなければならない。ただし、その加盟国及び買入れを行う加盟

国が相互間で別段の手續を合意する場合  
は、この限りでない。

(iv) 基金から自由利用可能通貨である他の加  
盟国の通貨を買い入れる加盟国でその通貨  
を買い入れる時に他の自由利用可能通貨と交  
換することを希望するものは、当該他の加  
盟国の要請があつた場合には、当該他の加  
盟国と交換を行わなければならない。この  
交換は、当該他の加盟国が選定する自由利  
用可能通貨と引換えに(i)に規定する交換比  
率によつて行ふ。

(f) 基金は、その採択する政策及び手續に基  
き、この項の規定に従つて買入れを行う参加  
国に對し他の加盟国の通貨の代わりに特別引  
出権を提供することに同意することができ  
る。

第四項 条件の免除

基金は、その裁量により、その利益を擁護す  
るような条件で、前項(b)及び(c)に定めるい  
ずれの条件をも免除することができる。特に、基  
金の一般資金の巨額な又は継続的な利用を回避  
してきた加盟国の場合には、そうすることがで  
きる。条件の免除に当たつて、基金は、免除を  
要請する加盟国の周期的又は例外的需要を考慮  
に入れる。基金は、また、受け入れることがで  
きる資産で基金の利益を保護するために十分で  
あると認める価値を有するものを加盟国が担保  
に提供しようとするときは、その加盟国の意向  
を考慮に入れるものとし、また、免除の条件と  
してこのような担保の提供を要求することがで  
きる。

第五項 基金の一般資金を利用する資格の喪失

基金は、加盟国が基金の目的に反する方法で  
基金の一般資金を利用していると認めるとき  
は、基金の見解を述べかつ適當な回答期限を定  
めた申入書をその加盟国に与える。この申入書  
を加盟国に与えた後は、基金は、その加盟国によ  
る基金の一般資金の利用を制限することができ

る。所定の期限までに加盟国から申入書に對す  
る回答が得られなかつたとき又は回答が不満足  
であつたときは、基金は、その加盟国による基  
金の一般資金の利用を引き続き制限し、又は、  
その加盟国に相當の通告を与えた後、その加盟  
国が基金の一般資金を利用する資格がないこと  
を宣言することができる。

第六項 基金による特別引出権のその他の買入れ  
及び売却

(a) 基金は、参加国が提供する特別引出権を等  
額の他の加盟国の通貨と引換えに受け入れる  
ことができる。

(b) 基金は、参加国の要請により、その参加国  
に對し、特別引出権を等額の他の加盟国の通  
貨と引換えに提供することができる。加盟国  
通貨の基金保有額は、その取引の結果とし  
て、第八項(b)の規定に基づいて手数料が課  
されることとなる水準を超えることとなつて  
はならない。

(c) 基金がこの項の規定に基づいて提供し又は  
受け入れる通貨は、第三項(d)又は次項(i)の原  
則を考慮した政策に従つて選定しなければな  
らない。基金は、自国通貨が基金によつて提  
供され又は受け入れられる加盟国が自国通貨  
のこのような使用に同意した場合のみこの  
項の規定に基づく取引を行うことができる。

第七項 加盟国による基金の保有する自国通貨の  
買戻し

(a) 加盟国は、基金が保有する自国通貨のうち  
次項(b)の規定に基づいて手数料が課される部  
分をいつでも買戻すことができる。

(b) 第三項の規定に基づいて買入れを行つた加  
盟国は、自国の国際収支及び対外準備ポジ  
ションの改善に應じて、基金が保有する自国  
通貨のうち買入れの結果生じた部分であつて  
次項(b)の規定に基づいて手数料が課されるも  
のを買戻すことを通常期待される。加盟国  
は、基金が保有するこのような自国通貨につ

いては、基金が、その採択する買戻しに關す  
る政策に従ひかつ当該加盟国との協議の後、  
当該加盟国の国際収支及び対外準備ポジシ  
ョンの改善を理由として、これを買戻すべき  
である旨を当該加盟国に申し入れた場合に  
は、これを買戻さなければならない。

(c) 第三項の規定に基づいて買入れを行つた加  
盟国は、基金が保有する自国通貨のうち買入  
れの結果生じた部分であつて次項(b)の規定に  
基づいて手数料が課されるものを、買入れを  
行つた日の後五年以内に買戻す。基金は、  
加盟国による買戻しが買入れの日から三年を  
経過した時に始まり買入れの日から五年を経  
過した時に終了する期間内に賦払によつて行  
われることを定めることができる。基金は、  
総投票権数の八十五パーセントの多数によ  
り、この(c)の規定に基づく買戻しの期間を変  
更することができるものとし、このようにし  
て採択した期間は、すべての加盟国について  
適用する。

(d) 基金は、その一般資金の利用に關する特別  
な政策に基づいて取得した通貨の買戻しにつ  
いては、総投票権数の八十五パーセントの多  
数により、(c)の規定に従つて適用する期間と  
異なる期間であつてすべての加盟国について  
同一であるものを採択することができる。

(e) 加盟国は、基金が総投票権数の七十パーセ  
ントの多数により採択する政策に従ひ、基金  
が保有する当該加盟国の通貨のうち買入れの  
結果生じた部分以外の部分であつて次項(b)の  
規定に基づいて手数料が課されるものを買  
戻す。

(f) 基金の一般資金の利用に關する政策に基づ  
いて実施されている(c)又は(d)の買戻しの期間  
をその政策に基づいて短くすることを定める  
決定は、この決定が有効となる日の後に基金  
が取得した通貨についてのみ適用する。  
(g) 基金は、加盟国の要請により、買戻しの義

務の履行の日を延期することができる。この  
場合において、買戻しの義務の履行の日は、  
基金が、総投票権数の七十パーセントの多数  
により、買戻しの期間の延長が基金の一般資  
金の一時的な利用と矛盾せず、かつ、買戻し  
の期日における買戻しの義務の履行の結果当  
該加盟国に例外的な困難がもたらされること  
を理由として正当化されることを決定しない  
限り、(c)若しくは(d)の規定に基づく最終期限  
又は(e)の規定に基づいて基金が採択した政策  
に基づく最終期限を越えてはならない。

(h) 第三項(d)の規定に基づく基金の政策は、こ  
の協定の他の規定に基づき基金がとることが  
できるいかなる措置をも妨げることなく、基  
金に保有する加盟国の通貨でこの項の規定に  
従つて買戻しが行われなかつたものを第三項  
(b)の規定に基づいて売却することを当該加盟  
国との協議の後決定することができること  
を定める政策により、補足することができる。

(i) この項の規定に基づく加盟国によるすべて  
の買戻しは、特別引出権又は基金が特定する  
他の加盟国の通貨で行う。基金は、加盟国が  
買戻しに使用する通貨に關して、第三項(d)の  
原則を考慮した政策及び手續を採択する。買  
戻しに使用される加盟国の通貨の基金保有額  
は、買戻しにより、次項(b)の規定に基づい  
て手数料が課されることとなる水準を超える  
こととなつてはならない。

(j) 加盟国は、この項(i)の規定に基づき基  
金によつて特定される自国通貨が自由利用  
可能通貨でない場合には、買戻しを行う加  
盟国に對し、自国が選定する自由利用可能  
通貨と引換えに自国通貨を買戻しの際に取  
得することができることを保証しなければ  
ならない。この(j)の規定に基づく通貨の  
交換は、第十九条第七項(a)の規定を基礎と  
するこれらの二の通貨の間の交換比率に相

当する交換比率によつて行う。

(ii) 自国通貨が買戻しのために基金によつて特定される各加盟国は、買戻しを行う加盟国が当該特定された自国通貨を自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨と引換えに買戻しの時に取得することができるように、基金及び他の加盟国と協力しなければならない。

(iii) (i)の規定に基づく交換は、自国通貨が特定された加盟国によつて行われなければならない。ただし、その加盟国及び買戻しを行う加盟国が相互間で別段の手續を合意する場合は、この限りでない。

(iv) 買戻しを行う加盟国は、この項(i)の規定に基づいて基金により特定された自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨を買戻しの時に取得することを希望する場合において、当該他の加盟国が要請するときは、その通貨を他の自由利用可能通貨と引換えに当該他の加盟国から(i)に規定する交換比率により取得しなければならない。基金は、引換えに提供される自由利用可能通貨に関する規則を採択することができる。

第八項 手数料

(a) 基金は、加盟国が自国通貨と引換えに行う一般資金勘定において保有される特別引出権又は他の加盟国の通貨の買入れについて事務手数料を課する。もつとも、基金は、リザーブ・トランシュの買入れについては、その他の買入れについて課する事務手数料よりも低い事務手数料を課することができる。リザーブ・トランシュの買入れについて課する事務手数料の率は、二分の一パーセントを超えてはならない。

(ii) 基金は、スタンド・バイ取極又はこれに類似する取極について手数料を課することができる。基金は、このような取極について課する手数料の額を当該取極に基づく買

入れについて(i)の規定に基づいて課する事務手数料の額から控除することを決定することができる。

(b) 基金は、一般資金勘定において保有する加盟国の通貨の毎日の残高の平均のうち次のものに該当する部分について手数料を課する。  
(i) 第三十条(e)の規定に基づいて除外の対象となる政策に基づいて取得されたもの  
(ii) (i)に規定するものを除外した後において当該加盟国の割当額を超えるもの

手数料の率は、通常、残高中に(i)又は(ii)に該当する部分が存在している間、間隔を置いて引き上げる。

(c) 加盟国が前項の規定に基づいて要求される買戻しを行わなかつた場合には、基金は、その保有する当該加盟国の通貨を減少させることについて当該加盟国と協議した後、基金が保有する当該加盟国の通貨のうち買戻されるべき部分につき、基金が適当と認める手数料を課することができる。

(d) (a)から(c)までの規定に基づく手数料の率の決定には、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。(a)及び(b)の規定に基づく手数料の率は、すべての加盟国について一律とする。

(e) 加盟国は、すべての手数料を特別引出権で支払う。ただし、基金は、例外的状況においては、他の加盟国との協議の後特定する当該他の加盟国の通貨又は自国通貨で支払うことを許可することができる。加盟国の通貨の基金保有額は、この(e)の規定に基づく他の加盟国による支払の結果として、(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならない。

第九項 報酬

(a) 基金は、(b)又は(c)の規定に基づいて定められる割当額の百分率に相当する額が一般資金勘定において保有する加盟国通貨の毎日の残

高(第三十条(e)の規定に基づいて除外の対象となる政策に基づいて取得されたものを除く)の平均を上回る場合には、その上回る額について報酬を支払う。報酬の率は、基金が総投票権数の七十パーセントの多数により定めるものとし、すべての加盟国について同一とする。この率は、第二十条第三項の規定に基づく利子の率よりも高くなつてはならず、また、その五分の四よりも低くなくてはならない。基金は、報酬の率を定めるに当たつては、前項(b)の規定に基づく手数料の率を考慮する。

(a)の規定の適用上、割当額の百分率に相当する額は、  
(i) この協定の第二次改正の日前に加盟国となつた各加盟国については、この協定の第二次改正の日における当該加盟国の割当額の七十五パーセントに相当する額に、また、この協定の第二次改正の日以後に加盟国となつた各加盟国については、当該加盟国が加盟国となつた日において他の加盟国に適用されている割当額の百分率に相当する額の合計額をその日における当該他の加盟国の割当額の合計額で除して得られた割当額の百分率に相当する額に、それぞれ、  
(ii) (i)にいう日以後に当該加盟国が第三十条第三項(a)の規定に基づいて通貨又は特別引出権で基金に払い込んだ額を加えて、  
(iii) (i)にいう日以後に当該加盟国が第三十条第三項(c)の規定に基づいて通貨又は特別引出権で基金から受領した額を減じた額とする。

(c) 基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、(a)の規定の適用上各加盟国に現に適用されている割当額の百分率に相当する額を次の率に相当する額に引き上げることができる。  
(i) 全加盟国についての同一の基準に基づいて

て各加盟国ごとに決定する百パーセントを超えない百分率

(ii) 全加盟国について百パーセント

(d) 報酬は、特別引出権を支払う。ただし、基金又は加盟国は、当該加盟国への支払が当該加盟国の通貨で行われることを決定することができる。

第十項 計算

(a) 一般会計の各勘定において保有する基金の資産の価額は、特別引出権で表示する。  
(b) 前条及び付表Cの規定以外のこの協定の規定の適用上、加盟国通貨に関するすべての計算は、基金が次項の規定に従い当該加盟国通貨を計算する率によつて行う。

(c) この協定の適用上、割当額に関連して通貨の額を決定するための計算に当たつては、特別支払勘定又は投資勘定において保有する通貨の額は含めない。

第十一项 価額の維持

(a) 一般資金勘定において保有される加盟国通貨の価額は、第十九条第七項(a)の規定に基づく交換比率により特別引出権で表示されることによつて維持されなければならない。  
(b) この項の規定に基づく加盟国の通貨の基金保有額の調整は、基金と他の加盟国との間の操作又は取引において当該加盟国の通貨が使用される時に及び基金が定め又は加盟国が要求するその他の時に行う。調整に関連する基金への又は基金による支払は、調整の日の後、基金が定める相当の期間内に、及び加盟国が要求する時に行う。

第十二項 その他の操作及び取引

(a) 基金は、この項の規定に基づくそのすべての政策及び決定について、第八条第七項にいう目的及び金市場において価格を操作し又は固的な価格を設定することを回避するといふ目的を指針としなければならない。  
(b) (c) (d)又は(e)の規定に基づく操作又は取引

を行うことについての基金の決定は、総投票数の八十五パーセントの多数による。

- (c) 基金は、いずれの加盟国の通貨であつてもこれと引換えに、当該加盟国との協議の後、金を売却することができる。もつとも、一般資金勘定における加盟国の通貨の基金保有額は、当該加盟国の同意なしには、その売却により、第八項(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならないものとし、基金は、当該加盟国の要請により、受領する当該加盟国の通貨のうちそのような水準を超えることを回避することとなる部分を、売却の時に、他の加盟国の通貨と交換する。加盟国の通貨と他の加盟国の通貨との交換は、当該他の加盟国との協議の後に行うものとし、当該他の加盟国の通貨の基金保有額は、この交換により、第八項(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならない。基金は、交換に關して、第七項(i)の規定に基づいて適用される原則を考慮した政策及び手続を採択する。この(c)の規定に基づく加盟国への金の売却は、市場における価格を基礎として各取引について合意する価格で行う。
- (d) 基金は、この協定に基づいていかなる操作又は取引においても、特別引出権又は通貨の代りに金による加盟国の支払を受け入れることができる。この(d)の規定に基づく金による基金への支払は、市場における価格を基礎として各操作又は取引について合意する価格で行う。

(e) 基金は、この協定の第二次改正の日において保有する金を、千九百七十五年八月三十一日に加盟国であつた加盟国でこの金の購入に同意するものに対し、同日におけるその加盟国の割当額に比例して売却することができる。基金は、(f)(iii)の操作及び取引のために(c)の規定に基づいて金を売却しようとする場合

には、そのような金の購入に同意する開発途上にある各加盟国に対し、(c)の規定に基づいて売却しようとする金のうち、当該売却が行われたならば(f)(iii)の規定に基づいてその加盟国に分配されることが出来る超過額を生ずることとなる部分を売却することができる。

- (f) 基金がこの協定の第二次改正の日において保有する金を(c)の規定に基づいて売却する場合に、売却によつて受領した額のうち、売却の時に○・八八八七グラム未満の純金につき一特別引出権に相当する部分は一般資金勘定に繰り入れ、これを超過する部分は、(g)の規定に基づいて基金が別段の決定を行う場合を除くほか、特別支払勘定において保有する。特別支払勘定において保有する資産は、一般会計の他の勘定において保有する資産と分離して保有しなければならず、次の場合には、いつでも利用することができる。
- (i) この項の規定以外のこの協定の規定によつて認められる操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れられる場合
- (ii) この協定の他の規定によつて認められる操作及び取引以外の操作及び取引であつて基金の目的に合致するものに利用する場合。基金は、この(ii)の規定に基づき、困難な状況に置かれた開発途上にある加盟国に対し特別の条件により国際収支上の援助を行うことができるものとし、この援助を行

うに当たつては、一人当たりの国民所得の水準を考慮に入れる。  
 千九百七十五年八月三十一日に加盟国であつた開発途上にある加盟国に対し、基金が(ii)の操作及び取引のために利用することを決定した資産のうち分配の日におけるこれらの加盟国の割当額が同日における全加盟国に相当する部分を、千九百七十五年八月三十一日における割当額に比例して分配する場合。この場合において、第五項の規定に基づいて基金の一般資金を利用する資格がない旨を宣言されている加盟国の(ii)の規定に基づく分配は、資格の回復の時に進行。ただし、この分配を資格の回復前に行うことを基金が決定する場合は、この限りでない。

(i)の規定に基づいて資産を利用することについての決定は、総投票権数の七十パーセントの多数によるものとし、(ii)及び(iii)の規定に基づいて資産を利用することについての決定は、総投票権数の八十五パーセントの多数によるものとする。

- (g) 基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(f)の第一文に規定する超過額の一部を第十二条第六項(f)の規定に基づいて利用するために投資勘定に繰り入れることを決定することができる。
- (h) 基金は、(f)に規定する利用が行われるまでの間は、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を当該加盟国の市場性のある債務証券又は国際金融機関の市場性のある債務証券に投資することができる。投資による収入及び(f)(ii)の規定に基づいて受領する利子は、特別支払勘定に繰り入れる。いかなる投資も、自国通貨が当該投資に使用される加盟国の同意なしに行つてはならない。基金は、特別引出権又は投資に使用される通貨で表示される

債務証券のみ投資する。  
 (i) 一般資金勘定は、一般資金勘定から支払う特別支払勘定の管理のための経費につき、この経費を合理的に評価して行われる特別支払勘定からの繰り入れにより随時払戻しを受けらる。  
 (j) 特別支払勘定は、基金が清算される場合には終了するものとし、また、基金の清算に先立ち、総投票権数の七十パーセントの多数により、終了させることができる。基金の清算による特別支払勘定の終了の場合には、同勘定において保有する資産は、付表Kの規定に従つて分配する。基金の清算に先立つ特別支払勘定の終了の場合には、同勘定において保有する資産は、操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる。基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、特別支払勘定の管理のための規則及び細則を採択する。

第六條 資本移動

- (a) 加盟国は、次項に規定する場合を除くほか、巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるために基金の一般資金を利用してはならず、また、基金は、その一般資金のこのような利用を防止するための管理を行うことを加盟国に要請することができる。いずれかの加盟国がこの要請を受けた後に適当な管理を行わなかつた場合には、基金は、その加盟国が基金の一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。
- (b) この項の規定は、
  - (i) 輸出拡張のため又は貿易業、銀行業その他の事業の通常の経営において必要とされる相当の額の資本取引のために基金の一般資金を利用することを妨げるものとみなしてはならない。
  - (ii) 加盟国自身の資金で行う資本移動に影響

第一項 資本移動のための基金の一般資金の利用  
 (a) 加盟国は、次項に規定する場合を除くほか、巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるために基金の一般資金を利用してはならず、また、基金は、その一般資金のこのような利用を防止するための管理を行うことを加盟国に要請することができる。いずれかの加盟国がこの要請を受けた後に適当な管理を行わなかつた場合には、基金は、その加盟国が基金の一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 國際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承諾を求めの件及び同報告書

を及ぼすものとみなしてはならない。ただし、加盟国は、この資本移動を基金の目的に従つて行うことを約束する。

第二項 資本移動に関する特別規定

加盟国は、資本移動に際するためにリザーブ・トランシュの買入れを行うことができる。

第三項 資本移動の管理

加盟国は、國際資本移動の規制に必要な管理を実施することができる。ただし、いずれの加盟国も、次条第三項(b)及び第十四条第二項に定める場合を除くほか、經常取引のための支払を制限し又は契約の決済上の資金移動を不当に遅延させるような方法で、この管理を実施してはならない。

第七條 補充及び不足通貨

第一項 通貨の基金保有額を補充する措置

基金は、その取引に関して必要とされるいずれかの加盟国の通貨の一般資金勘定における保有額を補充するため適当と認めるときは、次の措置の一方又は双方をとることができる。

- (i) その加盟国が基金との間で合意する条件で基金に自國通貨を貸し付けること又は基金がその加盟国の同意を得てその通貨をその加盟国の領域の内外を問わず他の源泉から借り入れることを、その加盟国に提議すること。ただし、いずれの加盟国も、基金にこの貸付けをする義務又は自國通貨を基金が他の源泉から借り入れることに同意する義務を負わな

い。  
(ii) その加盟国が参加国である場合には、その加盟国に対し、第十九条第四項の規定に従うことを条件として、一般資金勘定において保有する特別引出権と引換えにその加盟国の通貨を基金に売却することを要求すること。このような特別引出権による補充に当たつては、第十九条第五項の規定に基づき指定の原則に妥当な考慮を払う。

第二項 通貨の一般的不足

基金は、特定の通貨の一般的不足が進展していると認めるときは、そのことを加盟国に通知し、及び不足の原因を述べかつ不足の解決のための勧告を含む報告を発表することができる。この通貨の属する加盟国の代表者一人は、この報告の作成に参加する。

第三項 基金保有額の不足

(a) いずれかの加盟国通貨の需要がその通貨を供給する基金の能力を著しく脅かすことが基金にとつて明白となつたときは、基金は、前項の規定に基づいて報告を発表したかどうかを問はず、その通貨が不足していることを公式に宣言し、その後は、加盟国の相対的必要度、一般國際經濟情勢その他適切な事情を十分に考慮して、この不足通貨の現在及び将来の基金による供給額を割り当てる。基金は、また、その措置について報告を発表する。

(b) (a)の規定に基づく公式の宣言は、いずれの加盟国に対しても、基金との協議の後、一時的にこの不足通貨の爲替取引の自由を制限を課する権限を与える。第四條及び付表Cの規定に従うことを条件として、加盟国は、この制限の性質を決定する完全な権限を有するが、この制限は、この不足通貨の需要を現在又は将来の当該加盟国による供給額の範囲内に制限するために必要である以上に制限的であつてはならない。この制限は、事情の許す限り速やかに、緩和し及び撤廃しなければならぬ。

(c) (b)の規定に基づく権限は、その通貨がもはや不足していないと基金が公式に宣言したときに終了する。  
第四項 制限の適用  
前項(b)の規定に基づき他の加盟国の通貨について制限を課する加盟国は、その制限の適用について当該他の加盟国から受ける申入れに対し好意的な考慮を払わなければならない。

第五項 制限に対する他の國際協定の効果

加盟国は、この協定に先立つて他の加盟国と締結した協定の義務を援用してこの条の規定の運用を妨げることをしてはならないことに同意する。

第八條 加盟国の一般的義務

第一項 序言

各加盟国は、この協定の他の条の規定に基づく義務のほか、この条に定める義務を負う。

第二項 經常的支払に対する制限の回避

(a) 前条第三項(b)及び第十四条第二項の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、基金の承認なしに、經常的國際取引のための支払及び資金移動に制限を課してはならない。  
(b) いずれかの加盟国の通貨に関する爲替契約で、この協定の規定に合致して存続し又は設定されるその加盟国の爲替管理に関する規制に違反するものは、いずれの加盟国の領域においても強制力を有しない。更に、加盟国は、相互の合意により、いずれの爲替管理に関する規制を一層効果的にするための措置についても協力することができる。ただし、この措置及び規制は、この協定の規定に合致したものでなければならない。

第三項 差別的通貨措置の回避

加盟国は、この協定に基づいて権限を与えられ又は基金の承認を得た場合を除くほか、第四條の規定に基づくマージン又は付表Cに定めるマージン若しくは同付表の規定に基づくマージンの範囲内であるかどうかを問はず、差別的通貨取極若しくは複数通貨措置を行つてはならず、また、第五條第一項に規定する自國の財務機關がこれを行うことを許してはならない。この協定が効力を生ずる日にそれらの取極又は措置が行われているときは、当該加盟国は、その漸進的撤廃について基金と協議しなければならぬ。ただし、それらの取極又は措置が第十四条第二項の規定に基づいて存続し又は設定されるときは、この限りでない。この場合には、同

条第三項の規定を適用する。

第四項 外國保有残高の交換可能性  
(a) 各加盟国は、他の加盟国が買入れを要請するに当たつて次のいずれかの事実を示すときは、当該他の加盟国が保有する当該加盟国の通貨の残高を買い入れなければならない。  
(i) 買い入れられる残高が經常取引の結果最近において取得されたこと。  
(ii) その交換が經常取引のための支払をするために必要であること。  
(iii) 買入れを行う加盟国は、特別引出権(第十九条第四項の規定に従うことを条件とする)又は要請した加盟国の通貨のいずれで支払うかを選択する権利を有する。

(b) (a)の義務は、次の場合には適用しない。  
(i) その残高の交換可能性が第二項又は第六條第三項の規定に合致して制限されている場合  
(ii) 第十四条第二項の規定に基づいて存続し又は設定された制限を加盟国が撤廃する前に行われた取引の結果その残高が生じている場合  
(iii) その残高が買入れを要請された加盟国の爲替に関する規制に違反して取得されたものである場合  
(iv) 買入れを要請する加盟国の通貨が前条第三項(a)の規定に基づき不足していると宣言されている場合  
(v) 買入れを要請された加盟国が何らかの理由により自國通貨で他の加盟国の通貨を基金から買入れられる資格を失つている場合

第五項 情報の提供

(a) 基金は、加盟国に対し、任務の効果的な遂行のために最低限度必要な次の事項に関するその加盟国の資料を含めて、基金の活動のために必要と認める情報の提供を要求することができる。  
(i) 国内及び国外における(1)金及び(2)外國為

替の公的保有額

(ii) 公的機関以外の銀行及び金融機関による国内及び国外における(1)金及び(2)外国為替の保有額

金の生産

(iii) 相手国別の金の輸出及び輸入

(iv) 自国通貨で表示した相手国別の商品の輸出及び輸入の総額

(v) (1)商品及び役務の貿易、(2)金の取引、(3)判明している資本取引並びに(4)その他の項目に係る国際収支

情報提供

(vi) 情報を提供することができるとする範囲内における国際投資状況、すなわち、自国の領域内における外国人所有の投資及び自国の領域内にある者が所有する在外投資

国民所得

(vii) 物価指数、すなわち、卸売市場及び小売市場における商品価格の指数並びに輸出及び輸入の価格の指数

(viii) 外国通貨の売相場及び買相場

(ix) 為替管理、すなわち、基金に加盟する時に実施中の為替管理の包括的説明及び、その後に変化があつたときは、その詳細

(x) 公的清算取極があるときは、商業取引及び金融取引に関する未清算額の詳細並びにこの未清算額が存続している期間の詳細

(xi) 基金は、情報を要請するに当たつて、要請された資料を提供する加盟国の能力に差があることを考慮する。加盟国は、個人又は団体の事情が明らかになされるほど詳細な情報を提供する義務を負わない。ただし、加盟国は、希望された情報をできる限り詳細かつ正確に提供し、また、単なる推定をできる限り避けることを約束する。

(xii) 基金は、加盟国との合意により、更に他の情報を得るよう取り決めることができる。基金は、通貨及び金融の問題に関する情報の収集及び交換の中心となり、このようにし

て、基金の目的を促進する政策の実施について加盟国を援助するような研究が行われることを助長する。

第六項 現行の国際協定に関する加盟国間の協議

加盟国がこの協定に規定する特別な又は一時的な状況において為替取引に対する制限を存続し又は設定する権限をこの協定に基づいて与えられており、かつ、その制限の適用と抵触する他の約定がこの協定に先立って加盟国間に締結されているときは、その約定の当事国は、相互に受諾することができるとする必要を調整する目的で協議する。この条の規定は、前条第五項の規定の適用を妨げるものではない。

第七項 準備資産に関する政策についての協力義務

各加盟国は、準備資産に関する自国の政策が、国際流動性のより良い国際監視を促進するとの目的及び特別引出権を国際通貨制度における中心的な準備資産にするとの目的に合致することを確保するため、基金及び他の加盟国と協力することを約束する。

第九條 地位、免除及び特権

第一項 この条の目的は、基金が与えられた任務を遂行することができるようになるため、基金に対し、各加盟国の領域において、この条に規定する地位、免除及び特権を与える。

第二項 基金の地位

基金は、完全な法人格を有し、特に、次の能力を有する。

(i) 契約をすること。

(ii) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(iii) 訴えを提起すること。

第三項 訴訟手続の免除

基金並びに、所在地及び占有者のいかんを問わず、その財産及び資産は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。ただし、基金がい

れかの訴訟手続のため又は契約の条件によつて免除を明示的に放棄するときは、この限りでない。

第四項 その他の行為の免除

基金の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による捜索、徴発、没収、取用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第五項 文書に関する免除

基金の文書は、不可侵とする。

第六項 資産に対する制限の免除

基金のすべての財産及び資産は、この協定に規定する活動を行うために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。

第七項 通信に関する特権

加盟国は、基金の公的通信に対し、他の加盟国の公的通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第八項 職員及び使用人の免除及び特権

基金の総務、理事、総務代理、理事代理、委員会の委員、第十二条第三項(i)の規定に基づいて任命される代表者及びこれらの者の顧問並びに職員及び使用人は、すべて、

(i) 公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。ただし、基金がこの免除を放棄するときは、この限りでない。

(ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜を与える。

(iii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇を与える。

第九項 課税の免除

(a) 基金並びにその資産、財産及び収入並びにこの協定によつて認められる基金の操作及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。基金は、また、公租公課の徴収又は納付の責任を免除される。

(b) 基金がその理事、理事代理、職員又は使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税をも課してはならない。

(c) 基金が発行する債務証券その他の証券(その配当又は利子を含む)に対しては、保有者のいかんを問わず、次のいかなる種類の課税をも行つてはならない。

(i) 発行者のみを理由として債務証券その他の証券に対して不利な差別を設ける課税

(ii) 債務証券その他の証券の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は基金が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第十項 この条の適用

各加盟国は、この条に定める原則を自国の法律において実施するため自国の領域内で必要な措置をとり、かつ、その措置の詳細を基金に通報する。

第十條 他の国際機関との関係

基金は、一般的国際機関及び関係分野で専門的責任を有する公的国際機関との協定の範囲内で協力する。この協力のための取極でこの協定の規定の変更をもたらすものは、第二十八条の規定に基づいてこの協定を改正した後限り、締結することができる。

第十一條 非加盟国との関係

第一項 非加盟国との関係に関する約束。各加盟国は、次のことを約束する。

(i) この協定又は基金の目的に反する取引を非加盟国又はその領域内にある者が行わないこ

と及び第五条第一項に規定する自国の財務機関がこれを行うことを許さないこと。

(ii) この協定又は基金の目的に反する慣行について非加盟国又はその領域内にある者と協力しないこと。

(iii) この協定又は基金の目的に反する取引を非加盟国又はその領域内にある者が行うことを防止する適当な措置を自国の領域内で実施するため基金と協力すること。

第二項 非加盟国との取引に対する制限

この協定のいかなる規定も、加盟国が非加盟国又はその領域内にある者との為替取引に制限を課する権利を有するものではない。ただし、その制限が加盟国の利益を害しかつ基金の目的に反すると基金が認定したときは、この限りでない。

第十二条 組織及び運営

第一項 基金の機構

基金に、総務会、理事会、専務理事一人及び職員並びに、総務会が付表Dの規定が適用されることを総投票権数の八十五パーセントの多数によつて決定する場合には、評議会を置く。

第二項 総務会

(a) この協定に基づく権限であつて、直接に総務会、理事会又は専務理事に付与されていないものは、すべて総務会に属する。総務会は、各加盟国がその決定する方法で任命する総務一人及び総務代理人によつて構成する。各総務及び各総務代理人は、新たな任命が行われるまでの間在任する。総務代理人は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうち一人を議長に選定する。

(b) 総務会は、この協定によつて直接に総務会に付与されている権限を除くほか、その権限の行使を理事会に委任することができる。

(c) 総務会は、その定めるところにより又は理事会の招集によつて会合を開催する。総務会

の会合は、十五の加盟国又は総投票権数の四分の一以上を有する加盟国が要請したときは、招集されなければならない。

(d) 総務会のいかなる会合においても、総投票権数の三分の二以上を有する過半数の総務が出席していなければならない。

(e) 各総務は、自己を任命した加盟国に第五項の規定に基づいて割り当てられた票数の票を投する資格を有する。

(f) 総務会は、規則を設けることにより、理事会が基金に最も有利であると認めるときに総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関する総務の表決を得ることができると手続を定めることができる。

(g) 総務会及び、権限を与えられた範囲内で、理事会は、基金の業務上必要な又は適当な規則及び細則を採択することができる。

(h) 総務及び総務代理人は、その資格において、基金から報酬を受けない。ただし、基金は、これらの者に対し、会合への出席に際して負担する相当の費用を支払うことができる。

(i) 総務会は、理事及び理事代理人に支払う報酬並びに専務理事の給料及び勤務に関する契約の条件を定める。

(j) 総務会及び理事会は、適当と認める委員会を設置することができる。委員会の委員は、総務、理事、総務代理人又は理事代理人に限る必要はない。

第三項 理事会

(a) 理事会は、基金の業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されたすべての権限を行使する。

(b) 理事会は、専務理事を議長とし、次の理事によつて構成する。

(i) 最大の割当額を有する五の加盟国が任命する五人の理事

(ii) その他の加盟国が選挙する十五人の理事

総務会は、理事の各定期選挙のため、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(ii)に定める理事の数を増加させ又は減少させることができる。(iii)に定める理事の数は、(e)の規定に基づき理事が任命されるときは、場合に応じ、一又は二減少する。ただし、総務会が、総投票権数の八十五パーセントの多数により、その減少が理事会の任務若しくは理事の職務の効果的な遂行を妨げると認定し又は理事会における望ましい均衡を損なうおそれがあると認定する場合は、この限りでない。

(e) 理事の第二回定期選挙の時以後に、(h)(i)の規定に基づいて理事を任命する資格を有する加盟国のうちに、一般資金勘定における加盟国通貨の基金保有額の過去二年間における平均額が割当額未満に減少しており、かつ、その減少の絶対額を特別引出権で表示したものが最大である二の加盟国の一方又は双方が含まれていないときは、当該含まれていない一方又は双方の加盟国は、理事を任命することができる。

(d) 選任理事の選挙は、基金が適当と認める規則で補足する付表Eの規定に従つて、二年ごとに行う。総務会は、理事の各定期選挙のため、付表Eの規定に基づく理事の選出に必要な票数の割合を変更する規則を設けることができる。

(e) 各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する理事代理人を任命する。理事代理人を任命した理事が出席しているときは、理事代理人は、会合に参加することはできないが、投票することはできない。

(f) 理事は、後任者が任命され又は選任されるまでの間在職する。選任理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選出した加盟国は、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつて居る間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、前任の理事の権限を行使する。

(g) 理事会は、基金の主たる事務所で常にその職務を行い、基金の業務の必要に応じて会合する。

(h) 理事会のいかなる会合においても、総投票権数の二分の一以上を有する過半数の理事が出席していなければならない。

(i) 各任命理事は、自己を任命した加盟国に第五項の規定に基づいて割り当てられた票数の票を投する資格を有する。

(ii) (e)の規定に基づいて理事を任命する加盟国に割り当てられた票数の票が前回の理事の定期選挙の結果他の加盟国に割り当てられた票数の票とともに一人の理事によつて投じられていた場合には、その加盟国は、当該他の加盟国のそれぞれに割り当てられた票数の票が当該任命理事によつて投じられることを当該他の加盟国のそれぞれと合意することができる。その合意を行う加盟国は、理事の選挙に参加してはならない。

各選任理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投する資格を有する。

(ii) 第五項(h)の規定が適用される場合には、その適用がない場合に理事が投する資格を有する票の数は、これに応じて増加され又は減少される。理事が投する資格を有するすべての票は、一括して投じなければならない。

(iii) 総務会は、(h)の規定に基づいて理事を任命する資格がない加盟国が自国の行つた要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるようになる規則を採択する。

第四項 専務理事及び職員

(a) 理事会は、専務理事一人を選定する。専務

理事の職は、専務理事一人を選定する。専務

理事の職は、専務理事一人を選定する。専務

理事の職は、専務理事一人を選定する。専務

理事の職は、専務理事一人を選定する。専務





とができる。その加盟国は、理事を任命する資格を有しないときは、第三項(j)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。基金は、加盟国の経済組織の基本的機構を変更することを内容とする報告を公表してはならない。

第十三条 事務所及び寄託所

第一項 事務所の所在地  
基金の主たる事務所の所在地は、最大の割当額を有する加盟国の領域内とする。代理事務所又は支所は、その他の加盟国の領域内に置くことができる。

第二項 寄託所

(a) 各加盟国は、自国通貨の基金保有額の全額の寄託所として中央銀行を指定し、また、中央銀行がないときは、基金が受託することができ他の機関を指定する。

(b) 基金は、金を含むその他の資産を、最大の割当額を有する五の加盟国が指定した寄託所及び基金が選定するその他の指定された寄託所において保有することができる。当初は、基金保有額の少なくとも五十パーセントは基金の主たる事務所がある加盟国が指定した寄託所において保有し、少なくとも四十パーセントは前記の五の加盟国のうちの残余の四の加盟国が指定した寄託所において保有する。

この場合において、基金による金のすべての移動は、輸送費及び予想される基金の必要に十分なる考慮を払つて行ふ。緊急のときは、理事会は、基金の金保有額の全部又は一部を、適当に保護することができるいかなる場所にも移すことができる。

第十三条 基金の資産についての保証

各加盟国は、基金のすべての資産につき、自国が指定した寄託所の過失又は債務不履行から損失が生じないように保証する。

第十四条 過渡的取極

第一項 基金に対する通告  
各加盟国は、次項の過渡的取極の利用を意図

すること又は第八条第二項から第四項までに規定する義務を受諾する用意があることを基金に通告しなければならない。過渡的取極を利用する加盟国は、その後これらの義務を受諾する用意ができたときは、直ちに基金に通告しなければならない。

第二項 為替制限

前項の規定に従つて過渡的取極の利用を意図することを基金に通告した加盟国は、この協定の他の条の規定にかかわらず、自国が加盟国となつた日に実施されていた経常的国際取引のための支払及び資金移動に対する制限を存続し、及びこの制限を变化する状況に適応させることができる。この場合において、加盟国は、その外国為替政策について基金の目的を常に尊重しなければならない。事情が許す限り速やかに、国際支払及び安定した為替相場制度の促進を容易にするような通商上及び金融上の取極を他の加盟国と締結するため、すべての可能な措置をとらなければならない。特に、加盟国は、この項の規定に基づいて存続している制限がなくても基金の一般資金の利用を過度に行わないような方法で支払残高を決済することができる。認めるときは、その制限を直ちに撤廃しなければならない。

第三項 制限に関する基金の措置

基金は、前項の規定に基づいて実施されている制限について年次報告を行ふ。第八条第二項、第三項又は第四項の規定に合致しない制限を存続している加盟国は、毎年、その制限の将来における存続について基金と協議しなければならない。基金は、例外的状況において必要と認めるときは、この協定の他の条の規定に合致しない制限の特定のものの撤廃又は全般的な廃止に好都合な状態にあることを加盟国に表明することができる。加盟国は、その表明に回答するために適当な期間を与えられる。加盟国が基金の目的に合致しない制限の存続を固執してい

ると基金が認めるときは、その加盟国は、第二十六条第二項(a)の規定の適用を受ける。

第十五条 特別引出権

第一項 特別引出権を配分する権限  
基金は、既存の準備資産を補充する必要があるときにこれに応ずるため、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する権限を与えられる。

第二項 特別引出権の評価

基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、特別引出権の評価方法を決定する。ただし、評価の原則の変更又は実施されている評価の原則の適用における基本的な変更には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

第十六条 一般会計及び特別引出権会計

第一項 操作及び取引の分離  
特別引出権に係るすべての操作及び取引は、特別引出権会計を通じて行ふ。この協定に基づいて認められる基金の計算で行う他のすべての操作及び取引は、一般会計を通じて行ふ。次条第二項の規定に基づく操作及び取引は、一般会計及び特別引出権会計の双方を通じて行ふ。

第二項 資産及び財産の分離

第五条第二項(b)の規定に基づいて管理される資金以外の基金のすべての資産及び財産は、一般会計において保有する。ただし、第二十条第二項、第二十四条及び第二十五条並びに付表H及び付表Iの規定に基づいて取得される資産及び財産は、特別引出権会計において保有する。一方の会計において保有するいかなる資産又は財産も、他方の会計の操作及び取引によつて生じた基金の債務の弁済に充て又はその損失を埋めるために用いてはならない。ただし、特別引出権会計の業務の運営のための経費は、基金により一般会計から支払われ、その経費を合理的に評価して課される第二十条第四項の規定に基づく賦課金によつて特別引出権で随時払い戻さ

第三項 記録及び情報

特別引出権保有額すべての変更は、基金が特別引出権会計に記録した時に効力を生ずる。参加国は、特別引出権の使用の根拠となつたこの協定の規定を基金に通告する。基金は、その任務の遂行のために必要と認めると他の情報を提供することを参加国に要求することができる。

第十七条 参加国及び他の特別引出権保有者

第一項 参加国  
基金の加盟国で、その国内法に従つて特別引出権会計の参加国としてのすべての義務を負ふこと及びこれらのすべての義務を履行するため必要なすべての措置をとつたことを述べた文書を基金に寄託したものは、その文書を寄託した日から特別引出権会計の参加国となる。ただし、いかなる加盟国も、この協定の特別引出権会計のみに関する事項を定める規定が効力を生じ、かつ、割当額の合計額の少なくとも七十五パーセントを有する加盟国がこの項の規定に従つて文書を寄託する前には、参加国となることはない。

第二項 保有者としての基金

基金は、一般資金勘定において特別引出権を保有すること並びに一般資金勘定を通じ、この協定に従い参加国との間で又は次項の規定に基づいて定める条件に従い次項(i)の規定に基づいて定める保有者との間で行う操作及び取引において、特別引出権を受け入れ及び使用することができる。

第三項 その他の保有者

基金は、  
(i) 非加盟国、参加国でない加盟国、中央銀行としての機能を二以上の加盟国のために営む機関及び他の公的機関を保有者として定めることができる。  
(ii) (i)の規定に基づいて定める保有者が特別引

出権を保有することを認められるための条件並びに参加国及び(i)の規定に基づいて定める他の保有者との間の操作及び取引において特別引出権を受け入れ又は使用するための条件を定めることができる。

参加国及び、一般資金勘定を通じ、基金が(i)の規定に基づいて定める保有者との間で特別引出権を操作及び取引を行うための条件を定めることができる。

(i)の規定に基づいて保有者を定めるためには、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。基金が定める条件は、この協定の規定及び特別引出権会計の効果的な運営に合致するものでなければならない。

第十八条 特別引出権の配分及び消却

第一項 配分及び消却を規制する原則及び考慮事項

(a) 特別引出権の配分又は消却に関するすべての決定を行うに当たり、基金は、既存の準備資産を補充することについて長期的かつ全体的な必要が生じたときに、基金の目的の達成を促進し並びに世界における経済の停滞及びデフレーション並びに過剰需要及びインフレーションを回避するような方法で、その必要に応ずるよう努めなければならない。

第二項 配分及び消却

(a) 特別引出権を配分し又は消却することについての基金の決定は、五年の基本期間について行い、これらの基本期間は、連続するものとする。最初の基本期間は、特別引出権を配分することについての最初の決定の日又はその決定において定めるその後の日に始まる。

配分又は消却は、一年の間隔を置いて行う。(b) 配分の率は、配分の決定の日における割当額の百分率によつて表示する。特別引出権の消却の率は、消却の決定の日における特別引出権の純累積配分額の百分率によつて表示する。これらの百分率は、すべての参加国について同一とする。

(c) 基金は、(a)及び(b)の規定にかかわらず、いずれの基本期間について決定を行うに当たつても、次のことを定めることができる。

(i) 基本期間を五年と異なる期間のものとする。

(ii) 一年と異なる間隔を置いて配分又は消却を行うこと。

(d) 配分又は消却を、その決定の日以外の日における割当額又は純累積配分額に基づいて行うこと。

(e) 基本期間の開始後に参加国となつた加盟国は、その加盟国が参加国となつた後に配分が行われる次の基本期間から配分を受ける。ただし、その新たな参加国が参加国となつた後の最初の配分から配分を受けることを基金が決定した場合は、この限りでない。基本期間の途中で参加国となつた加盟国がその基本期間の残余の期間についての配分を受けることを基金が決定し、かつ、その参加国が(b)又は(c)の規定に基づいて定められる日に加盟国となつていなかつた場合には、基金は、その参加国に対して行う配分の基礎を決定する。

(f) 参加国は、配分の決定に従つて行われる特別引出権の配分を受け入れなければならない。ただし、次の(i)及び(ii)の条件の双方が満たされる場合は、この限りでない。

(i) 当該参加国の総務がその決定に対して賛成の投票をしなかつたこと。

(ii) 当該参加国が、その決定に基づく最初の特別引出権の配分に先立ち、その決定に基づいて特別引出権が自国に配分されることを

を希望しない旨を書面により基金に通告したこと。

基金は、参加国の要請によつて決定を行うことにより、その後の特別引出権の配分について前記の通告の効果を終了させることができる。

(g) 消却が効力を生ずる日において、参加国の保有している特別引出権の額が当該参加国に割り当てられた消却されるべき特別引出権の額よりも少ない場合には、当該参加国は、その総準備ポジションが許す範囲内で、できる限り速やかに未消却残高を除去するものとす。このため、継続して基金と協議を行う。消却が効力を生じた日の後に当該参加国が入手した特別引出権は、未消却残高の除去に充てられて消却される。

第三項 予期されなかつた重大な事態の発生

基金は、予期されなかつた重大な事態が生じたため望ましいと考えるときは、残余の基本期間についての配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し又は新たな基本期間を開始させることができる。

第四項 配分及び消却の決定

(a) 第二項(a)から(c)まで及び前項の規定に基づく決定は、理事会の同意を得て専務理事が行う提議に基づき、総務会が行う。

(b) 専務理事は、提議を行うに先立ち、その提議が第一項(a)の規定に合致することを確認した上で、その提議が参加国の間で広く支持されるという確信を得ることができるよう協議を行う。専務理事は、更に、最初の配分に関する提議を行うに先立ち、第一項(b)の規定が遵守されており、かつ、配分の開始が参加国の間で広く支持されていることを確認しなければならず、また、特別引出権会計が開設された後においてこれらのことを確認した場合には、直ちに最初の配分のための提議を行わなければならない。

(c) 専務理事は、

(i) 各基本期間の終了の六箇月前までに、

(ii) いずれかの基本期間についての配分又は消却に関しかなる決定も行われなかつた場合において、(b)の規定が遵守されたことを確認したときに、

(iii) 前項の規定に従い、配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し若しくは新たな基本期間を開始させることが望ましいと認めるときに、又は

(iv) 総務会若しくは理事会の要請があつた後六箇月以内に、

提議を行う。ただし、専務理事は、(i)、(ii)又は(iii)の場合において、第一項の規定に合致すると認められる提議で(b)の規定に従つて参加国の間で広く支持されるものがないことを確認したときは、総務会及び理事会にその旨を報告しなければならない。

(d) 配分の率の引下げに関する前項の規定に基づく決定を除くほか、第二項(a)から(c)まで及び前項の規定に基づく決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

第十九条 特別引出権の操作及び取引

第一項 特別引出権の使用

特別引出権は、この協定に基づいて認められる操作及び取引に使用することができる。

第二項 参加国間の操作及び取引

(a) 参加国は、その特別引出権を使用して、第五項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を取得することができる。

(b) 参加国は、その特別引出権を使用して、他の参加国との合意により、当該他の参加国から等額の通貨を取得することができる。

(c) 基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、参加国が他の参加国との合意により、かつ、基金が適当と認める条件に従つて行うことができる操作について定めることができる。この条件は、特別引出権会計の効果

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 國際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めの件及び同報告書

七五八

的な運営に合致し及びこの協定に従つて行う特別引出権の適切な使用に合致するものでなければならぬ。

(d) 基金は、(b)又は(c)の規定に基づく取引又は操作であつて、第五項に定める原則に従う指定の効果をおそれがある基金が判断するものその他第二十二條の規定に合致しない基金が判断するものを行つて参加国に対して抗議することができ、引き続きこのようにな取引又は操作を行う参加国は、第二十三條第二項(b)の規定の適用を受ける。

第三項 必要性の要件

(a) 前項(a)の規定に基づく取引において、参加国は、(c)の規定が適用される場合を除くほか、その特別引出権を、その國際収支、對外準備ポジション又は對外準備の推移を理由とする必要性に基づく場合に限り使用し、その對外準備の構成を變えることのみを目的として使用しないことが期待される。

(b) 特別引出権の使用に当たつては、(a)の期待に反することを理由とする異議は、提起されない。もつとも、基金は、この期待に反した参加国に対して抗議することができ、引き続きこの期待に反している参加国は、第二十三條第二項(b)の規定の適用を受ける。

(c) 参加国が第五項の規定に基づいて指定された他の参加国から特別引出権を使用して等額の通貨を取得する取引であつて、第六項(d)の規定に基づく当該他の参加国の復元を促進し、当該他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させるもの又は当該他の参加国が(a)の期待に反したときにその効果を打ち消すものについては、基金は、(a)の期待の対象から除外することができる。

第四項 通貨を提供する義務

(a) 次項の規定に基づいて基金が指定した参加国は、第二項(a)の規定に基づいて特別引出権を使用する参加国の要求があつたときは、自

由利用可能通貨をその参加国に提供しなればならぬ。参加国が通貨を提供する義務は、自国の特別引出権保有額のうちその純累積配分額を超える部分とその純累積配分額の二倍に等しくなる点又はその参加国と基金との間で合意されるそれよりも高い限度を超えないものとする。

(b) 参加国は、(a)の義務的限度又は合意されるそれよりも高い限度を超えて通貨を提供することができない。

第五項 通貨を提供する参加国の指定

(a) 基金は、第二項(a)及び前項の規定の適用上、参加国がその特別引出権を使用することができるようになるため、特定の額の特別引出権と引換えに通貨を提供する参加国を指定する。この指定は、基金が随時採択する他の原則によつて補足される次の一般原則に従つて行う。

(i) 参加国は、その國際収支及び總準備のポジションが十分に強固である場合には、指定の対象となる。ただし、總準備ポジションが強固な参加国の國際収支が軽度の赤字を示している場合にも、その参加国が指定される可能性を排除するものではない。これらの参加国は、相互間における特別引出権保有額の均衡のとれた配分が長期的にみて促進されるような方法で指定される。

(ii) 参加国は、次項(a)の規定に基づく復元を促進し、特別引出権保有額に生じた未消却残高を減少させ又は第三項(a)の期待に反したときにその効果を打ち消すため、指定の対象となる。

(iii) 基金は、参加国を指定するに当たり、通常、(ii)の規定に基づく指定の目的を實現するために特別引出権の取得を必要とする参加国を優先させる。

(b) 基金は、(a)(i)の規定に基づき特別引出権保有額の均衡のとれた配分を長期的にみて促進

するため、付表Fに規定する指定に関する規則又は(c)の規定に基づいて採択される規則を適用する。

(c) 指定に関する規則は、いつでも検討することができるとし、必要があるときは、新たな規則が採択される。新たな規則が採択されない限り、検討が行われた時点において効力を有する規則が引き続き適用される。

第六項 復元

(a) 特別引出権を使用する参加国は、付表Gに規定する復元に関する規則又は(b)の規定に基づいて採択される規則に従い、その特別引出権保有額を復元する。

(b) 復元に関する規則は、いつでも検討することができるとし、必要があるときは、新たな規則が採択される。新たな規則が採択され又は復元に関する規則の廃止が決定されない限り、検討が行われた時点において効力を有する規則が引き続き適用される。復元に関する規則を採択し、修正し又は廃止する決定には、総投票権数の七十パーセントの多数を必要とする。

第七項 交換比率

(a) (b)に規定する場合を除くほか、第二項(a)及び(b)の規定に基づく参加国間の取引のための交換比率は、特別引出権を使用する参加国が、いかなる通貨をいずれの参加国から提供される場合にも同一の価値を受け取ることとなるような比率とし、基金は、この原則を實施するための規則を採択する。

(b) 基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、第二項(b)の規定に基づいて取引を行う参加国が(a)の規定に基づいて適用される交換比率と異なる交換比率を合意することを例外的状況において総投票権数の七十パーセントの多数によつて認めることができる。そのような政策を採択することができる。

(c) 基金は、参加国の通貨の交換比率を決定す

るための手続について当該参加国と協議する。

(d) この項の規定の適用上、参加国には、参加終了国を含む。

第二十条 特別引出権會計の利子及び手数料

第一項 利子  
基金は、特別引出権の保有者に対し、その保有額につき、すべての保有者について同一の率の利子を支払う。基金は、この利子の支払に充てるために十分な手数料を受け取つているかどうかを問わず、保有者に支払うべき金額を支払う。

第二項 手数料

参加国は、基金に対し、特別引出権の純累積配分額に未消却残高及び未払手数料を加えた額につき、すべての参加国について同一の率の手数を支払う。

第三項 利子及び手数料の率

基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、利子の率を定める。手数料の率は、利子の率に等しいものとする。

第四項 賦課金

基金は、第十六條第二項の規定に基づく払戻しが行われることを決定したときは、このため、純累積配分額につき、すべての参加国について同一の率の賦課金を課する。

第五項 利子、手数料及び賦課金の支払

利子、手数料及び賦課金は、特別引出権で支払う。手数料又は賦課金を支払うための特別引出権を必要とする参加国は、基金が受け入れることができる通貨と引換えに、一般資金勘定を通じて行う基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。その参加国は、このような方法によつて十分な特別引出権を取得することができない場合には、基金が特定する参加国から、自由利用可能通貨により、必要とする特

別引出権を取得しなければならず、また、取得することができず。支払期日の後に参加国が入手した特別引出権は、未払手数料の支払に充てられて消却される。

第二十一条 一般会計及び特別引出権會計の管理

(a) 一般会計及び特別引出権會計は、次の規定に従うことを条件として、第十二条の規定に従つて管理する。

(i) 特別引出権會計のみに関する事項についての総務会の会合又は決定に関し、その会合を招集するため、並びに定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行われたかどうかを決めるためには、参加国である加盟国が任命した総務の要請、出席及び投票のみを計算する。

(ii) 特別引出権會計のみに関する事項についての理事会の決定に当たっては、少なくとも一の参加国である加盟国により任命され又は選任された理事のみが投票する資格を有する。これらの理事は、それぞれ、その理事を任命した参加国である加盟国又はその理事の選出に賛成投票をした参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行われたかどうかを決めるためには、参加国である加盟国により任命され又は選任された理事の出席及び参加国である加盟国に割り当てられた票数の票のみを計算する。この(ii)の規定の適用上、任命理事は、参加国である加盟国が第十二条第三項(i)の(ii)の規定に基づいて行合意により、当該参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。

(iii) 基金の一般的管理に関する問題(第十六条第二項の規定に基づく払戻しを含む)及びある事項が両會計に関するものであるか又は特別引出権會計のみに関するものであるかという判定の問題は、一般会計のみに関する問題として決定する。特別引出権の評價方法に関する決定、一般会計の一般資金勘定における

特別引出権の受入れ、保有及び使用に関する決定並びに一般会計の一般資金勘定及び特別引出権會計の双方を通じて行われる操作及び取引に関連するその他の決定を行うためには、それぞれの會計に関する事項についての決定に必要とされる多数決の要件がともに満たされなければならない。特別引出権會計に関する事項についての決定には、その旨を表明する。

(b) 第九条の規定に基づいて与えられる特権及び免除のほか、特別引出権又は特別引出権による操作若しくは取引に対しては、いかなる種類の租税をも課してはならない。

(c) 特別引出権會計のみに関する事項についてのこの協定の規定の解釈について生ずる疑義は、参加国の要請がある場合にのみ、第二十九条(a)の規定に従つて理事会に提出する。理事会が特別引出権會計のみに関する解釈上の疑義について決定を行った場合には、参加国のみがその疑義を第二十九条(b)の規定に基づいて総務会に付託することを要求することができる。総務会は、参加国でない加盟国が任命した総務が特別引出権會計のみに関する疑義について解釈委員会において投票する資格を有するかどうかを決定する。

(d) 専ら特別引出権會計への参加に起因する事項につき、基金と特別引出権會計への参加を終了した参加国との間又は、特別引出権會計の清算中に、基金と参加国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、第二十九条(c)に定める手続に従つて仲裁に付する。

第二十二條 参加国の一般的義務  
参加国は、この協定の他の条の規定に基づき特別引出権に関して受諾する義務のほか、この協定の規定に従い、かつ、特別引出権を国際通貨制度における中心的な準備資産にするとの目的に従つて行われる特別引出権會計の効果的な運営及び特別引出権の適切な使用を容易にするため、基金及

び他の参加国と協力することを約束する。  
第二十三條 特別引出権の操作及び取引の停止

第一項 緊急措置

緊急の場合又は特別引出権會計に関する基金の活動を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事会は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、一年以内の期間特別引出権の操作及び取引に関するいずれの規定の適用をも停止することができる。この場合においては、第二十七條第一項(b)から(d)までの規定を適用する。

第二項 義務の不履行

(a) いずれかの参加国が第十九條第四項の規定に基づく義務を履行していないと基金が認めるときは、その参加国については、基金が別段の決定をしない限り、特別引出権を使用する権利が停止される。

(b) 基金は、いずれかの参加国が特別引出権に関するその他の義務を履行していないと認めるときは、その参加国がその後に入手する特別引出権を使用する権利を停止することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に基づきいずれかの参加国に対して措置がとられるのに先立ち、その参加国が自国に対する抗議について直ちに通報を受け、口頭及び書面の双方で自国の立場を説明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択される。参加国は、(a)の規定に関する抗議の通報を受けたときは、その抗議が処理されるまでの間、特別引出権を使用しない。

(d) (a)若しくは(b)の規定に基づく停止又は(c)の規定に基づく制限は、第十九條第四項の規定に従つて通貨を提供する参加国の義務に影響を及ぼすものではない。

(e) 基金は、(a)又は(b)の規定に基づく停止をいつでも解くことができる。ただし、参加国が第十九條第六項(a)の規定に基づく義務を履行

しなかつたために(b)の規定に基づく停止を受けている場合には、その停止は、その参加国が復元に関する規則を履行することとなつた最初の四半期の後百八十日を経過するまで解かれない。

(f) 参加国が特別引出権を使用する権利は、当該参加国が第五條第五項、第六條第一項又は第二十六條第二項(a)の規定に従つて基金の一般資金を利用する資格を失つたことを理由として、停止されることはない。第二十六條第二項の規定は、参加国が特別引出権に関する義務を履行しなかつたことを理由として適用されることはない。

第二十四條 参加の終了

第一項 参加を終了する権利  
(a) 参加国は、基金に対する通告書その主たる事務所に送付することにより、いつでも特別引出権會計への参加を終了することができる。終了は、通告が受領された日に効力を生ずる。

(b) 基金から脱退する参加国は、同時に特別引出権會計への参加を終了するものとみなされる。

第二項 参加の終了に伴う決済

(a) 参加国が特別引出権會計への参加を終了するとき、参加終了国が行う特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに次項、第五項、第六項及び付表Bの規定による場合を除くほか、すべて停止する。終了の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日前に課されて未払となつている賦課金は、特別引出権で支払う。

(b) 基金は、参加終了国が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加終了国は、その純累積配分額に相当する額及び特別引出権會計に参加したことによつて支払うこ

となつてゐるその他の額を基金に支払う義務を有する。これらの債務は、互いに相殺されるものとし、参加終了国が保有する特別引出権のうち基金に対する債務を消滅させるために相殺に使用された額は、消却される。

(c) (b)に規定する相殺を行つた後の参加終了国又は基金の債務に關する決済は、参加終了国と基金との間の取決めにより遅滞なく行ふ。取決めが速やかに成立しないときは、付表Hの規定を適用する。

第三項 利子及び手数料

参加の終了の日の後は、第二十條の規定に基づいて定められる期日及び率により、基金は参加終了国が保有する特別引出権の残高について利子を支払い、参加終了国は基金に対する債務の残高について手数料を支払ふ。支払は、特別引出権で行ふ。参加終了国は、手数料又は賦課金を支払ふため、基金が特定する参加国との取引により、又は合意に基づいて他の保有者から、自由利用可能通貨と引換に特別引出権を取得することができるものとし、また、利子として受け取つた特別引出権を、第十九條第五項の規定に基づいて指定された参加国との取引又は合意による他の保有者との取引において、処分することができる。

第四項 基金に対する債務の決済

基金が参加終了国から受領した通貨は、参加国が保有する特別引出権を、その通貨を基金が受領した時における各参加国の特別引出権保有額のうち純累積配分額を超える部分に比例して償還するため、基金が使用する。このように償還された特別引出権及び参加終了国が決済に關する取決め又は付表Hの規定に基づいて支払う賦払金に充てるためにこの協定に基づき取得してその賦払金と相殺された特別引出権は、消却される。

第五項 参加終了国に対する債務の決済

基金が参加終了国の保有する特別引出権を償

還する必要があるときは、その償還は、基金が特定する参加国の提供する通貨で行ふ。この参加国は、第十九條第五項に規定する原則に従つて特定される。特定された各参加国は、その選択により参加終了国の通貨又は自由利用可能通貨を基金に提供し、等額の特別引出権を受領する。もつとも、参加終了国は、基金が許可する場合に、自由通貨、自由利用可能通貨その他いかなる資産をいづれの保有者から取得するために、特別引出権を使用することができる。

第六項 一般資金勘定の取引

基金は、参加終了国との決済を容易にするため、参加終了国が次のいずれかのことを行うことを決定することができる。

(i) 第二項(b)に規定する相殺を行つた後に参加終了国が保有する特別引出権を、その償還の時に、一般資金勘定を通じて行われる基金との取引において、基金の選択により参加終了国の通貨又は自由利用可能通貨を取得するために使用すること。

(ii) 手数料又は取決め若しくは付表Hの規定に基づいて支払う賦払金に充てるため、一般資金勘定を通じて行われる基金との取引により、基金が受け入れることができる通貨と引換に特別引出権を取得すること。

第二十五條 特別引出権會計の清算

(a) 特別引出権會計は、総務会の決定による場合を除くは、清算することができない。理事会は、緊急の場合において、特別引出権會計の清算が必要であると認定したときは、総務会の決定があるまでの間、特別引出権の配分又は消却並びに特別引出権のすべての操作及び取引を一時的に停止することができる。基金を清算する総務会の決定は、一般会計及び特別引出権會計の双方を清算する決定とする。

(b) 総務会が特別引出権會計を清算することを決定したときは、特別引出権の配分、消却、操作及び取引並びに特別引出権會計に關する基金の活

動は、特別引出権に關する参加国及び基金の義務の秩序ある履行に付随するものを除くは、すべて停止され、この協定に基づく基金及び参加国の特別引出権に關する義務は、この條、第二十條、第二十一條(d)、前條、第二十九條(c)、付表H、前條の規定に基づいて成立した取決め(付表Iに定める義務を除くは、すべて消滅する。

(c) 特別引出権會計の清算に当たり、清算の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日前に課されて未払となつてゐる賦課金は、特別引出権で支払ふ。基金は、保有者が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加国は、特別引出権の純累積配分額に相当する額及び特別引出権會計に参加したことによつて支払ふこととなつてゐるその他の額を基金に支払ふ義務を有する。

第二十六條 脱退

(d) 特別引出権會計の清算は、付表Iの規定に従つて行ふ。

第一項 加盟国の脱退  
加盟国は、基金に対する通告書を主たる事務所に送付することにより、いつでも基金から脱退することができる。脱退は、通告が受領された日に効力を生ずる。

第二項 強制的脱退

(a) 加盟国がこの協定に基づきいづれかの義務を履行しなかつたときは、基金は、その加盟国が基金の一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。この項の規定は、第五條第五項又は第六條第一項の規定を制限するものとみなしてはならない。

(b) (a)の加盟国が相当の期間の経過後においてもこの協定に基づきいづれかの義務の不履行を続けているときは、総投票権数の八十五パーセントを有する過半数の総務会によつて行われる総務会の決定により、その加盟国に基金からの脱退を要求することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に基づきいづれかの加盟国に対して措置がとられるのに先立ち、その加盟国が自国に対する抗議について相当の期間前に通報を受け、口頭及び書面の双方で自国の立場を説明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択される。

第三項 脱退した加盟国との勘定の決済  
加盟国が基金から脱退したときは、その国の通貨による基金の正常な操作及び取引は、停止するものとし、また、その国と基金との間の取決めにより双方の間のすべての勘定の決済を遅滞なく行ふ。取決めが速やかに成立しないときは、その勘定の決済については、付表Jの規定を適用する。

第二十七條 緊急措置

第一項 一時的停止  
(a) 緊急の場合又は基金の活動を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事会は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、一年以内の期間次のいづれかの規定の適用をも停止することができる。

(i) 第五條第二項、第三項、第七項並びに第八項(a)(i)及び(b)  
(ii) 第六條第二項  
(iii) 第六條第一項  
(iv) 付表C

(b) (a)の規定に基づく規定の適用の停止は、一年を超える期間にわたることができない。ただし、総務会は、(a)に規定する緊急又は不測の事態が継続していると認める場合には、総投票権数の八十五パーセントの多数により、更に二年以内の期間この停止を延長することができる。

(c) 理事会は、総投票権数の過半数により、(a)及び(b)の停止をいつでも解くことができる。

(d) 基金は、規定の適用が停止されている期間について、当該規定の対象となつてゐる事項に關し、規則を採択することができる。

第二項 基金の清算

(a) 基金は、総務会の決定による場合を除くは、清算することができない。理事会は、緊急の場合において、基金の清算が必要であると認定したときは、総務会の決定があるまでの間、すべての操作及び取引を一時的に停止することができる。

(b) 総務会が基金を清算することを決定したときは、基金は、その資産の秩序ある取立て及び清算並びにその負債の決済に付随する活動を除くほか、いかなる活動に従事することを直ちに停止する。この協定に基づく加盟国のすべての義務は、この条、第二十九条(c)、付表J7及び付表Kに定める義務を除くほか、消滅する。

第二十八条 改正

(a) この協定を変更しようとする提案は、加盟国、総務会又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に送付し、議長は、この提案を総務会に提出する。改正案を総務会が承認したときは、基金は、すべての加盟国に対し、改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照会する。総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が改正案を受諾したときは、基金は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてその事実を確認する。

(b) (a)の規定にかかわらず、次のものを変更する改正の場合には、すべての加盟国の受諾を必要とする。

- (i) 基金から脱退する権利(第二十六条第一項)
(ii) 加盟国の割当額の変更は当該加盟国の同意なしに行つてはならないという規定(第三条第二項(d))
(iii) 加盟国の通貨の平価は当該加盟国の提議があつたときを除くほか変更することができないという規定(付表C6)

(c) 改正は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。ただし、同文の書簡又は電報中にそれよりも短い期間を明記したときは、この限りでない。

第二十九条 解釈

(a) この協定の解釈について加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する。疑義が理事を任命する資格がない加盟国に特に関係があるときは、その加盟国は、第十二条第三項(j)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つた場合には、加盟国は、その決定の日から三箇月以内に、その疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定は、最終的とする。総務会に付託された疑義は、総務会の解釈委員会によつて審議される。この委員会の各委員は、それぞれ一個の投票権を有する。総務会は、この委員会の構成、手続及び多数決の要件を定める。この委員会の決定は、総務会が総投票権数の八十五パーセントの多数により別段の決定をしない限り、総務会の決定とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、基金は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

(c) 基金と脱退した加盟国との間又は、基金の清算中に、基金と加盟国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は基金が任命し、他の一人は加盟国又は脱退した加盟国が任命し、審判すべき一人は、当事者が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所長又は基金が採択した規則で定める他の当局が任命する。審判すべき人は、いかなる手続問題に関して当事者の意見が相違する場合にも、その問題を解決する完全な権限を有する。

第三十条 用語の説明

この協定の解釈に当たり、基金及び加盟国は、

次に定めるところに従うものとする。

(a) 一般資金勘定において基金が保有する加盟国通貨には、第三条第四項の規定に基づいて基金が受領する証書を含む。

(b) スタンド・バイ取極とは、基金の決定であつて、その決定に定められた条件に従い、一定の期間内にかつ一定の額を限度として、加盟国が一般資金勘定から買入れを行うことができることを保証するものをいう。

(c) リザーブ・トランシェの買入れとは、加盟国が自国通貨で行う特別引出権又は他の加盟国の通貨の買入れであつて、その買入れの結果として一般資金勘定における当該加盟国の通貨の基金保有額が当該加盟国の割当額を超えることとならないものをいう。ただし、基金は、この定義を適用するに当たり、次の政策に基づく買入れ及び保有額を除外することができる。

- (i) 輸出変動補償融資のための基金の一般資金の利用に関する政策
(ii) 一次産品の国際緩衝在庫に対する拠出のための資金調達に関連した基金の一般資金の利用に関する政策
(iii) 基金の一般資金の利用に関するその他の政策であつて、基金が、総投票権数の八十五パーセントの多数により、当該その他の政策に関し除外を決定するもの

(d) 経常取引のための支払とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むが、これらに限定されない。

- (1) 外国貿易、役務を含むその他の経常的業務並びに正常な短期の銀行業務及び信用業務に關して行つてすべての支払
(2) 貸付けに対する利子及びその他の投資による純収入に係る支払
(3) 貸付けの賦払償還又は直接投資の消却のための多額でない支払
(4) 家族の生計費のための多額でない送金
基金は、関係加盟国と協議した後、個々の取引を経常取引と認めるか資本取引と認めるかを決定することができる。

引を経常取引と認めるか資本取引と認めるかを決定することができる。

(e) 特別引出権の純累積配分額とは、参加国に配分された特別引出権の総額から、第十八条第二項(a)の規定に基づいて消却された特別引出権のうち当該参加国に割り当てられた額を控除した額をいう。

(f) 自由利用可能通貨とは、加盟国通貨であつて、(i)国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、(ii)主要な為替市場において広範に取引されていると基金が認めるものをいう。

(g) 千九百七十五年八月三十一日に加盟国であつた加盟国は、この日前に採択された総務会の決議に従つてこの日の後に加盟国の地位を受諾した加盟国を含むものとみなす。

(h) 基金の取引とは、基金による金融資産と他の金融資産との交換をいう。基金の操作とは、基金による金融資産のその他の使用又は受領をいう。

(i) 特別引出権の取引とは、特別引出権と他の金融資産との交換をいう。特別引出権の操作とは、特別引出権のその他の使用をいう。

第三十一条 最終規定

第一項 効力発生

この協定は、割当額の合計額が付表Aに掲げる割当額の合計額の六十五パーセントに達する諸政府のために署名され、かつ、次項(a)に規定する文書がこれらの政府のために寄託された時に、効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、千九百四十五年五月一日前に効力を生ずることはない。

第二項 署名

(a) この協定の各署名政府は、その国内法に従つてこの協定を受諾したことが及びこの協定に基づくすべての義務を履行するために必要なすべての措置をとつたことを述べた文書をアメリカ合衆国政府に寄託する。

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 國際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めの件及び同報告書

七六一

(b) 各国は、(a)に規定する文書を寄託した日から基金の加盟国となる。ただし、いかなる国も、この協定が前項の規定に従つて効力を生ずる前に加盟国となることはない。

(c) アメリカ合衆国政府は、付表Aに掲げるすべての国の政府及び第二條第二項の規定に従つて加盟を承認されたすべての国の政府に対し、この協定へのすべての署名及び(a)に規定するすべての文書の寄託を通知する。

(d) 各政府は、この協定に署名した時に、基金の運営費に充てるため、当該政府の総出資額の一パーセントの百分の一を金又は合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に送付する。アメリカ合衆国政府は、この資金を特別預り金勘定として保有し、基金の総務会に、その最初の会合が招集された時に送付する。この協定が千九百四十五年十二月三十一日までに効力を生じなかつたときは、アメリカ合衆国政府は、この資金を送付した政府にこの資金を返却する。

(e) この協定は、千九百四十五年十二月三十一日まで、付表Aに掲げる国の政府のワシントンにおける署名のために開放しておく。  
(f) この協定は、千九百四十五年十二月三十一日後は、第二條第二項の規定に従つて加盟を承認された国の政府の署名のために開放しておく。

(g) すべての政府は、この協定への署名により、その政府のためにも、また、そのすべての植民地、海外領土及びその保護、宗主権又は權威の下にあるすべての地域並びにその政府が委任統治を行うすべての地域についても、この協定を受諾する。  
(h) (d)の規定は、各署名政府についてその署名の日から効力を生ずる。

本書一通をワシントンで作成した。この本書は、アメリカ合衆国政府に寄託しておく、同政府

は、付表Aに掲げるすべての政府及び第二條第二項の規定に従つて加盟を承認されたすべての政府にその認証謄本を送付する。

付表A 割当額

(単位 百万合衆国ドル)

オーストラリア	二〇〇
ベルギー	二二五
ポリヴィア	一〇〇
ブラジル	一五〇
カナダ	三〇〇
チリ	五〇〇
中国	五五〇
コロンビア	五〇〇
コスタ・リカ	五〇
キューバ	五〇
チェコスロヴァキア	一一五
デンマーク	(注)
ドミニカ共和国	五
エクアドル	五
エジプト	四五
サルヴァドル	二・五
エチオピア	六
フランス	四五〇
ギリシャ	四〇
グアテマラ	五
ハイチ	五
ホンデュラス	二・五
アイスランド	一
インド	四〇〇
イラン	二五
イタリク	八
リベリア	〇・五
ルクセンブルグ	一〇
メキシコ	九〇
オランダ	二七五
ニュー・ジブラント	五〇
ニカラグア	二

ノールウェー 五〇  
パナマ 〇・五  
パラグアイ 二  
ペルー 二五  
フィリピン連邦 一五  
ポロランド 一二五  
南アフリカ連邦 一〇〇  
ソヴィエト社会主義共和国連邦 二〇〇  
連合王国 一、三〇〇  
アメリカ合衆国 二、七五〇  
ウルグアイ 一五  
ヴェネズエラ 一五  
ユーゴスラヴィア 六〇

付表B 買戻し、増資の払込み、金及び運営事項に関する経過規定

1 この協定の第二次改正の日前に第二次改正前の第五條第七項(b)の規定に従つて生じた買戻しの義務であつてその日になお履行されていないものは、この協定の第二次改正前の規定に従つてその買戻しの義務を履行しなければならない日以前に履行する。  
2 加盟国は、買戻し又は出資のために基金に対し金により支払を行う義務であつてこの協定の第二次改正の日になお履行されていないものを特別引出権により履行する。ただし、基金は、その支払の全部又は一部が基金の特定する他の加盟国の通貨で行われることができることを定めることができる。特別引出権会計の非参加国は、この2の規定に従つて特別引出権により履行しなければならぬ義務を、基金が特定する他の加盟国の通貨により履行する。  
3 2の規定の適用上、〇・八八八七グラム純金の、一特別引出権に等しいものとする。

2の規定に基づいて支払う通貨の額は、この比率を基礎として及び履行の日における特別引出権で表示される当該通貨の価値を基礎として決定する。

4 この協定の第二次改正の日において基金が保有する加盟国の通貨のうち当該加盟国の割当額の七十五パーセントを超える部分であつて1の規定に基づく買戻しの対象とならないものは、次の規則に従つて買戻す。  
(i) 買入れの結果として基金が保有する通貨は、基金の一般資金の利用に関する政策であつて当該政策に従いその買入れが行われたものに從つて買戻す。  
(ii) その他の保有通貨は、この協定の第二次改正の日の後四年以内に買戻す。  
5 1の規定に基づく買戻しであつて2の規定の適用を受けないもの、4の規定に基づく買戻し及び2の規定に基づいて行う通貨の特定については、第五條第七項(i)に規定するところに従う。

6 この協定の第二次改正の日効力を有しているすべての規則及び細則、率、手続並びに決定は、この協定の規定に従つて変更されるまで効力を有する。  
7 この協定の第二次改正の日前に(a)及び(b)に規定する措置と同等の効果を有する措置が完了していない範囲内において、基金は、  
(a) 千九百七十五年八月三十一日において基金が保有していた金であつて純金で二千五百万オンスに達するまでのものを、その日に加盟国であつた加盟国でこの金の購入に同意するものに対し、その日における当該加盟国の割当額に比例して売却する。この(a)の規定に基づく加盟国への売却は、当該加盟国の通貨と引換に、当該売却の時において〇・八八八七グラム純金につき一特別引出権に相当する価格で行う。

(b) 千九百七十五年八月三十一日において基金



が保有していた金であつて純金で二千五百万オンスに達するまでのものを、その日に加盟国であつた開発途上にある加盟国のために売却する。ただし、この金に係る利益金又は剰余価値のうち、当該加盟国の千九百七十五年八月三十一日におけるそれぞれの割当額がその日における全加盟国の割当額の合計額に対して占める割合に相当する部分は、当該加盟国にそれぞれ直接に移転する。基金が、加盟国と協議し、加盟国の同意を得又は、特定の場合には、加盟国の通貨を他の加盟国の通貨と交換するという第五条第十二項(c)に規定する要件は、この(b)の規定に基づく金の売却(自国通貨と引換えに行う加盟国への売却を除く。)の結果として基金が受領し、一般資金勘定に繰り入れる通貨についても適用する。

この7の規定に基づいて金を売却したときは、売却によつて受領した額のうち、売却の時に特別引出権に相当する部分は一般資金勘定に繰り入れ、(b)の規定に基づく措置に伴い基金が保有するその他の資産は基金の一般資金と分離して保有する。(b)の規定に基づく措置が終了する際になお基金の処分の対象となつてゐる資産は、特別支払勘定に繰り入れる。

1 基金は、加盟国に対し、この協定の適用上、第四条第一項、第三項から第五項まで及びこの付表の規定に従い、特別引出権又は基金が定めるその他の共通表示単位により、加盟国が平価を設定することができる旨を通告する。共通表示単位は、金又は通貨であつてはならない。

2 自国通貨の平価を設定する意図を有する加盟国は、1の規定に従つて通告が行われた後相当の期間内に、平価を基金に提議しなければならぬ。

3 1の規定に基づいて自国通貨の平価を設定する意図を有しない加盟国は、基金と協議し、ま

た、自国の為替取極が基金の目的に合致しておりかつ第四条第一項の規定に基づく義務を履行するために十分であることを保証しなければならぬ。

4 基金は、提議された平価に対し、その提議を受領した後相当の期間内に、同意し又は異議を唱えなければならぬ。提議された平価は、基金が異議を唱えた場合には、この協定の適用上効力を有しないものとし、加盟国は、3の規定の適用を受ける。基金は、平価を提議した加盟国の国内の社会的又は政治的政策を理由として異議を唱えてはならない。

5 自国通貨の平価を有する各加盟国は、自国の領域内で行われる自国通貨と平価を維持している他の加盟国の通貨との間の直物為替取引の最高及び最低の相場が、平価による相場との間に、四・五パーセントを超える差又は基金が総投票権数の八十五パーセントの多数によつて採択することができるその他の一又は二以上のマージンを超える差がないようにするため、この協定の規定に合致する適切な措置をとることを約束する。

6 加盟国は、基礎的不均衡を是正し又はその発生を防止する場合を除くほか、自国通貨の平価の変更を提議してはならない。変更は、加盟国の提議があつたときに限り、かつ、基金と協議した後に限り行うことができる。

7 変更が提議された場合には、基金は、その提議を受領した後相当の期間内に、提議された平価に同意し又は異議を唱えなければならぬ。基金は、変更が基礎的不均衡を是正し又はその発生を防止するために必要であると認めるときは、同意しなればならない。基金は、変更を提議した加盟国の国内の社会的又は政治的政策を理由として異議を唱えてはならない。提議された平価の変更は、基金が異議を唱えた場合には、この協定の適用上効力を有しない。基金が異議を唱えたにもかかわらず加盟国が自国通貨

の平価を変更したときは、その加盟国は、第二十六条第二項の規定の適用を受ける。基金は、加盟国が非現実的な平価を維持しないよう勧奨する。

8 加盟国が平価を廃止する意図を有する旨を基金に通知した場合には、この協定に基づいて設定されたその加盟国の通貨の平価は、この協定の適用上存在しないこととなる。基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数によつて行う決定により、平価の廃止に異議を唱えることができる。基金が異議を唱えたにもかかわらず加盟国が自国通貨の平価を廃止したときは、その加盟国は、第二十六条第二項の規定の適用を受ける。基金が異議を唱えたにもかかわらず加盟国が当該平価を廃止したとき又は加盟国が相当量の為替取引の相場を5の規定に従つて維持していないと基金が認定したときは、この協定に基づいて設定された当該平価は、この協定の適用上存在しないこととなる。ただし、基金は、その加盟国と協議し、かつ、そのような認定につき検討するとの意図を六十日前にその加盟国に通告している場合を除くほか、そのような認定をすることができない。

9 加盟国の通貨の平価が8の規定に従つて存在しないこととなつた場合には、その加盟国は、基金と協議し、また、自国の為替取極が基金の目的に合致しておりかつ第四条第一項の規定に基づく義務を履行するために十分であることを保証しなければならぬ。

10 自国通貨の平価が8の規定に従つて存在しないこととなつた加盟国は、自国通貨の新たな平価をいつでも提議することができる。

11 6の規定にかかわらず、基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、すべての平価の一律の比例による変更を、特別引出権が共通表示単位であり、かつ、その変更が特別引出権の価額に影響を及ぼさない場合に行うことができる。ただし、加盟国が基金の措置がとられた

日から七日以内に自国通貨の平価がこの措置によつて変更されることを希望しない旨を基金に通知したときは、その加盟国の通貨の平価は、この11の規定に基づいて変更されることはない。

付表D 評議会

1 (a) 理事一人を任命した加盟国及び割り当てられた票数の合計の票が選任理事一人によつて投じられる加盟国の集団は、それぞれ、評議会に評議員一人(評議員は、総務若しくは加盟国政府の大臣又はこれらの者と同等の地位を有する者とする。)を任命するものとし、また、七人以内の準評議員を任命することができる。総務会は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、任命されることができ、準評議員の数を変更することができる。評議員又は準評議員は、新たな任命が行われる時又は次の理事の定期選挙が行われる時のいずれか早い時までの間在任する。

(b) 理事(理事が不在である場合にあつては、理事代理)及び準評議員は、評議会が限定的な会合の開催を決定しない限り、評議会の会合に出席する資格を有する。評議員一人を任命する加盟国又は加盟国の集団は、評議員代理一人を任命する。評議員代理は、評議員が出席しないときは、評議会の会合に出席する資格を有するものとし、評議員に代わつて行動する完全な権限を有する。

2 (a) 評議会は、国際通貨制度の管理及び適応、特に、調整過程の継続的機能及び国際流動性の動向を監督し、これに関連して、開発途上にある国への実物資産の移転の動向を検討する。

(b) 評議会は、この協定の改正のための第二十条(a)の規定に基づき提議を検討する。  
3 (a) 総務会は、この協定によつて直接に総務会に付与されている権限を除くほか、その権限の行使を評議会に委任することができる。  
(b) 各評議員は、自己を任命した加盟国又は加

盟国の集団に第十二条第五項の規定に従つて割り当てられた票数の票を投する資格を有する。加盟国の集団によつて任命された評議員は、その加盟国の集団に属する各加盟国に割て当てられた票数の票を個別に投することが出来る。加盟国は、自国に割り当てられた票数の票がいずれの理事によつても投じられない場合には、一人の評議員と自国に割り当てられた票数の票を投するための取決めを行うことができる。

4 評議会は、その任務の遂行上必要な又は適当な規則を採択し、及び評議会の諸般の手續を定める。評議会は、その定めるところにより又は理事会の招集によつて会合を開催する。

5 (a) 評議会は、第十二条第二項(c)、(d)及び(j)、第十八条第四項(a)及び(c)、第二十三条第一項並びに第二十七条第一項(a)の規定に基づく理事会の権限に相当する権限を有する。

(b) 特別引出権會計のみに関する事項についての評議会の決定に当たつては、参加国である加盟国により又は少なくとも一の参加国である加盟国を含む加盟国の集団によつて任命された評議員のみが投票する資格を有する。これらの評議員は、それぞれ、その評議員を任命した参加国である加盟国又はその評議員を任命した加盟国の集団に属する参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投する資格を有し、また、3(b)の末文の規定に基づいて取決めを行った参加国に割り当てられた票数の票を投することができる。

(c) 評議会は、規則を設けることにより、評議会による措置が必要であり、かつ、評議会の次の会合までこの措置を延期すべきではないが特別会合を招集する必要はないと理事会が判断するとき、評議会の会合を招集することなしに理事会が特定の問題に関する評議員の表決を得ることが出来る手続を、定めることができる。

(d) 第九条第八項の規定は、評議員、評議員代理、準評議員及び評議会の会合に出席する資格を有するその他の者についても適用する。

(e) (b)及び3(b)の規定の適用上、評議員は、加盟国又は参加国である加盟国が第十二条第三項(i)の(ii)の規定に基づいて行つた合意により、その加盟国に割り当てられた票数の票を投する資格を有する。

6 第十二条第二項(a)の第一文の規定は、評議会をも列挙しているものとみなす。

1 選任理事の選挙は、投票する資格を有する総務の投票による。

2 選出すべき理事について投票するに当たつては、投票する資格を有する各総務は、第十二条第五項(a)の規定に基づいて与えられたすべての票数の票を一人に投する。最大の数の票を得た十五人は、理事となる。ただし、得票数が投票可能な票数(有権票数の総数の四パーセント)に達しなかつた者は、選出されなかつたものとす。

3 第一回の投票で十五人が選出されなかつたときは、第二回の投票を行う。この投票においては、(a)第一回の投票で選出されなかつた者による投票した総務及び(b)総務のうち、4の規定に基づいて、第一回の投票で選出された者による投票した票数によつてその者の得票数が有権票数の九パーセントを超えることとなつたとみなされる者のみが投票する。第二回の投票において候補者の数が選出されるべき理事の数よりも多い場合には、第一回の投票で最小の数の

票を得た者は、選出される資格を有しない。

4 いずれの総務が投じた票によりある者の得票数が有権票数の九パーセントを超えることとなつたとみなすか決定するに当たつては、この九パーセントには、まずその者に対して最大の数の票を投じた総務の票数を、次に第二位の数の票を投じた総務の票数を、以下順次九パーセントに達するまでの票数を含むものとみなす。

5 ある者の得票数が四パーセントを超えることとなるためにいずれかの総務の票数の一部が計上されなければならぬときは、その総務のすべての票数は、その者の得票数がこれにより九パーセントを超えるときでも、その者に投票したものとみなす。

6 第二回の投票後十五人が選出されなかつたときは、十五人が選出されるまで同じ原則で更に投票を行う。ただし、十四人が選出された後は、十五番目の者は、残余の票数の単純多数により選出することができるものとし、その者は、残余の票数のすべてによつて選出されたものとみなす。

付表F 指定

最初の基本期間においては、指定に関する規則は、次のとおりとする。

(a) 第十九条第五項(i)の規定に基づいて指定の対象となる参加国は、特別引出権保有額のうち純累積配分額を超える部分の金及び外国為替の公的保有額に対する比率がこれらの参加国の間で長期的にみて等しくなることを促進するような額について、指定を受ける。

(b) (a)の規定を実施するための方法は、次のとおりとする。

(i) 指定の対象となる参加国の間で(a)に規定する比率が等しいときは、それぞれの金及び外国為替の公的保有額に比例して指定する。

(ii) (a)に規定する比率が低い参加国と高い参加国との間では、その差を漸次減少させるよう指定する。

1 付表G 復元

最初の基本期間においては、復元に関する規則は、次のとおりとする。

(a) (i) 参加国は、最初の配分の後五年を経過した時及びその後の各四半期末において、直前の五年間における毎日の特別引出権保有額の平均がその期間における毎日の特別引出権の純累積配分額の平均三十パーセントを下回らないように、その特別引出権保有額を使用し及び復元する。

(ii) 基金は、最初の配分の後二年を経過した時及びその後の毎月末に、各参加国について計算を行い、それぞれの参加国が(i)に規定する要件を満たすために当該計算の日からいづれかの五年の期間の満了の日までの間に特別引出権を入手する必要があるかどうか及びどの程度まで入手する必要があるかを確かめる。基金は、このような計算の基礎に関する規則及び参加国が(i)に規定する要件を満たすのを援助するために第十九条第五項(ii)の規定に基づいて行われる参加国の指定の時期に関する規則を採択する。

(iii) 基金は、(ii)の規定に基づく計算の結果、参加国がその計算の対象となつた期間が満了するまでの間特別引出権の使用をやめないう限り(i)に規定する要件を満たす可能性が乏しいことが示された場合には、その参加国に対し特別の通告を行う。

(iv) 復元の義務を履行するために特別引出権を入手する必要がある参加国は、基金が受け入れることができる通貨と引換えに、一般資金勘定を通じて行つた基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。このような方法によつてはこの義務を履行するために十分な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、基



昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

國際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めの件及び同報告書

を、一般資金勘定において保有する他の加盟国の通貨であつて当該他の加盟国の同意を得て基金が選定する等額のものと同引換えに、一般資金勘定に繰り入れることができる。

2 脱退した加盟国の通貨の基金保有額が基金の支払うべき純額に足りないときは、残額は、自由利用可能通貨で、又は合意による他の方法で支払う。基金及び脱退した加盟国が脱退の日から六箇月以内に合意に達しなかつたときは、基金が保有する脱退した加盟国の通貨は、その国に直ちに支払う。支払うべき残額は、その後の五年間に十回の半年賦により支払う。この各賦払は、基金の選択により、脱退後に取得したその国の通貨又は自由利用可能通貨で行う。

3 基金が2の規定に従つて支払うべき賦払を行わなかつたときは、脱退した加盟国は、第七条第三項の規定に基づいて不足している旨を宣言された通貨を除くは、基金が保有するいづれかの通貨で賦払を行うことを基金に要求することができる。

4 脱退した加盟国の通貨の基金保有額がその国に支払うべき額を超過している場合において、脱退の日から六箇月以内に勘定の決済の方法に關する合意が成立しなかつたときは、その国は、その超過している通貨を自由利用可能通貨と引換えに回収する義務を有する。回収は、脱退の時において基金が行う当該自由利用可能通貨の売却に係る交換比率で行う。脱退した加盟国は、脱退の日から五年以内又は、基金がそれよりも長い期間を定めたときは、その期間内に回収を完了する。ただし、いづれの半年の期間内にも、脱退の日におけるその通貨の基金の超過保有額の十分の一にその半年の期間内におけるその通貨の新規取得額を加えた額を超える額の回収を要求されることはない。脱退した加盟国が前記の義務を履行しなかつたときは、基金は、回収されるべき額の通貨をいづれの市場に

においても秩序ある方法で清算することができる。

5 脱退した加盟国の通貨を取得することを希望する加盟国は、その加盟国が基金の一般資金を利用することができる限度及び脱退した加盟国の通貨が4の規定に基づいて使用可能である限度まで、基金からの買入れによつてその通貨を取得する。

6 脱退した加盟国は、4及び5の規定に基づいて処分された通貨を商品の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができることを保証する。その国は、脱退の日における特別引出権で表示されるその通貨の価額と4及び5の規定に基づく処分に当たつて基金が得たその通貨の価額であつて特別引出権で表示されるものとの差から生ずる損失を基金に補償する。

7 脱退した加盟国が第五条第十二項(f)(ii)の規定に基づいて特別支払勘定を通じて行つた取引の結果基金に支払うべき債務を負つている場合には、その債務は、その債務の条件に従つて履行する。

8 基金は、特別支払勘定又は投資勘定において脱退した加盟国の通貨を保有している場合には、1の規定に基づいて使用した後のそれぞれの勘定におけるその国の通貨の残高を秩序ある方法で加盟国の通貨とイづれの市場においても交換することができる。それぞれの勘定における残高を交換することによつて受領した通貨は、それぞれの勘定において保有する。5及び6の第一文の規定は、脱退した加盟国のこのよ

うな通貨についても適用する。

9 基金は、脱退した加盟国の債務証券を投資勘定において又は第五条第十二項(h)の規定に基づき特別支払勘定において保有している場合には、その債務証券を満期の日まで保有し、又はその日前に処分することができる。8の規定

は、その結果得られた投資回収金についても適用する。

10 加盟国が脱退した日から六箇月以内に基金が第二十七条第二項の規定に基づいて清算を開始する場合には、基金とその国の政府との間の勘定は、同項及び付表Kの規定に従つて決済する。

付表K 清算の執行

1 清算の場合には、出資額の返還以外の基金の負債は、基金の資産の分配において優先する。この負債を弁済するに当たつては、基金は、その資産を次の順序で使用する。

(a) その負債の支払に充てることができる通貨金  
(b) その他すべての通貨。ただし、できる限り加盟国の割当額に比例して使用することを要する。

2 1の規定に従つて基金の負債を弁済した後には、基金の資産の残額は、次のとおり分配し及び割り当てる。

(a)(i) 基金は、千九百七十五年八月三十一日において保有していた金であつて清算の決定の日になお保有し続けているものの価額を計算する。この計算は、清算の日において、9の規定に従つて行い及び〇・八八八六七一グラムの純金につき一特別引出権であることを基礎として行う。前者の計算による価額のうち後者の計算による価額を超える部分の額に相当する金は、千九百七十五年八月三十一日に加盟国であつた加盟国に対し、同日における当該加盟国の割当額に比例して分配する。

(ii) 基金は、清算の決定の日特別支払勘定において保有する資産を、千九百七十五年八月三十一日に加盟国であつた加盟国に対し、同日における当該加盟国の割当額に比例して分配する。それぞれの種類の資産は、加盟国に比例的に分配する。

(b) 基金は、その保有する残余の金を、自国通貨の基金保有額が割当額未満である加盟国の間に、割当額のうち当該加盟国の通貨の基金保有額を超える部分の額に比例して、かつ、この額を超えない範囲内で分配する。

(c) 基金は、各加盟国に対し当該加盟国の通貨の基金保有額の二分の一を分配する。ただし、その分配額は、当該加盟国の割当額の五十パーセントを超えてはならない。

(d) 基金は、  
(i) その保有する残余の金及び各通貨を、(b)及び(c)の規定に基づく分配の後に各加盟国に支払うべき額に比例して、かつ、この額を超えない範囲内で、すべての加盟国の間に割り当てる。この場合において、支払うべき額の決定に当たつては、(a)の規定に基づく分配は、考慮しない。

(ii) その保有する残余の金及び各通貨のうち(i)に規定する各加盟国に支払うべき額を超える部分は、割当額に比例してすべての加盟国の間に割り当てる。

3 各加盟国は、2(d)の規定に従つて他の加盟国に割り当てられた自国通貨の保有額を回収し、また、清算の決定の後三箇月以内に、この回収のための秩序ある手続について基金と合意する。

4 加盟国が3に定める三箇月の期間内に基金と合意しなかつたときは、基金は、2(d)の規定に従つてその加盟国に割り当てられた他の加盟国の通貨を、他の加盟国に割り当てられたその加盟国の通貨を回収するために使用する。基金と合意しなかつた加盟国に割り当てられた各通貨は、できる限り、その加盟国の通貨であつて3の規定に従つて基金と合意した加盟国に割り当てられたものを回収するために使用する。

5 加盟国が3の規定に従つて基金と合意したときは、基金は、2(d)の規定に従つてその加盟国に割り当てられた他の加盟国の通貨を、その加

盟国の通貨であつて3の規定に従つて基金と合意した他の加盟国に割り当てられたものを回収するために使用する。このようにして回収される額は、割当てを受けた加盟国の通貨で回収する。

6 1から5までの手続を実施した後は、基金は、各加盟国に対し、当該加盟国の勘定において保有する残余の通貨を支払う。

7 自国通貨が6の規定に従つて他の加盟国に分配された各加盟国は、その通貨を、回収を要請する加盟国の通貨で、又は両国間で合意する他の方法で回収する。関係加盟国が別段の合意をしない限り、回収する義務を負う加盟国は、分配の日から五年以内に回収を完了する。ただし、いずれの半年の期間内にも、他の加盟国に分配された額の十分の一を超える額の回収を要求されることはない。加盟国が前記の義務を履行しなかつたときは、回収されるべき額の通貨は、いずれの市場においても秩序ある方法で清算することができる。

8 自国通貨が6の規定に従つて他の加盟国に分配された各加盟国は、自国通貨を商品の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができることを保証する。この義務を負う各加盟国は、基金の清算の決定の日における特別引出権で表示される自国通貨の価額と自国通貨の処分にあつて当該他の加盟国が得た自国通貨の価額であつて特別引出権で表示されるものとの差から生ずる損失を当該他の加盟国に補償することに同意する。

9 基金は、市場における金の価格を基礎として、この付表に規定する金の価額を決定する。

10 この付表の適用上、割当額は、第三条第二項(b)の規定に従つて増加することができた最高限度額まで増加したものとみなす。

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九七一年八月の米国の新経済政策の発表(いわゆるニクソン・ショック)以降、国際通貨制度は大きな変容を受け、更に、一九七三年末の石油危機以来、インフレーション、国際収支問題、これに続く世界的不況というように世界経済は幾多の困難に直面してきた。

これらの問題に対処するため、国際通貨基金の二十箇国委員会及び暫定委員会等において、国際通貨制度再建のための作業が続けられてきたが、本年一月キングストンで開かれた暫定委員会において、為替相場制度、金の取扱ひ等を含んだ国際通貨制度の改革について合意が得られた。国際通貨基金協定の第二次改正案は、この合意に基づき基金の理事会が案文起草し、その後基金の総務会によつて承認されたものである。

その主な内容は次のとおりである。

(一) 為替相場制度

1 各加盟国は、為替の安定のために実体経済の安定が不可欠であることを認識し、秩序ある為替取極を確保し、安定的相場制度を促進するためIMF・他の加盟国と協調することを約束すること。

2 各加盟国は、自国通貨の価値のSDR等(金を除く)による維持、グループ内における各国の通貨の価値の相互維持、またはその他の為替取極を自由に選択することができるが、どのような為替取極をとるかを協定改正後三十日以内にIMFに通告すること。

3 世界経済が安定したと認められた場合に、IMFは八十五パーセントの多数で、安定的なしかし調整可能な平価制度の導入が可能になつた旨を決定することができるが、この場合、平価の基準をSDR等とし、金または通貨であつてはならないこととする。

(二) 金関係

1 金の公定価格を廃止し、通貨当局の金取引を自由化すること。

2 各国通貨、IMF取引等の価値表示の基準(従来金によつていた)をSDRに改めること。

3 増資払込み額中、従来金で払い込むこととされていた残り二十五パーセント相当分については、今後は原則としてSDRで払い込み、IMFが認める場合には自国通貨等で払い込むことができることとし、また、IMFとの取引におけるその他の金の使用義務(買戻し、金利の支払等)についてもこれを廃止すること。

4 IMFは八十五パーセントの多数で、IMFの六分の一に当る二千五百万オンスを市場価格で売却し、その差益を財源とし、開発途上国援助を行うため信託基金を設け、IMF保有金の他の六分の一は公定価格で各加盟国に売り戻すこと。

(三) IMFの機構改革

1 IMFは八十五パーセントの多数で、国際通貨制度の管理及び適応を監督すること等を目的として、評議会を置くことができること。

なお、この改正が効力を生ずるためには、加盟国の五分の三で総投票権数の五分の四を有する国が受諾することが必要である。

二 本件の議決理由

この改正は、世界経済の安定的発展を実現するために必要であり、また、これは世界経済の動向によつて影響されるところの大きい我が国経済の発展に寄与するとともに、基金の増資が可能となることは開発途上にある国の国際収支困難の克服にも資することになるので妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した。

昭和五十一年五月十九日

外務委員長 鯨岡 兵輔  
衆議院議員 前尾繁三郎殿

国際連合大学本部に関する国際連合と日本との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

昭和三十二年五月十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

国際連合大学本部に関する国際連合と日本との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際連合大学本部に関する国際連合と日本との間の協定(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に関する交換公文を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、国際連合大学本部の本邦内設置に伴い、同本部が効果的にその機能を遂行することができるようにするため、昭和五十一年五月十四日にニュー・ヨークの国際連合本部において、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に関する交換公文を含む)に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定

国際連合及び日本国は、  
国際連合総会が、千九百七十二年十二月十一日

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 國際連合大学本部に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めの件及び同報告書

七六八

の決議第二千九百五十一号(第二十七回会期)により國際連合大学を設立することを決定し、並びに千九百七十三年十二月六日の決議第三千八百一十一号(第二十八回会期)により國際連合大学憲章を採択し及び國際連合大学の大学センターを日本国の東京首都圏内に置くことを決定したことを考慮し、國際連合大学が、國際連合の機関として、國際連合憲章及び國際連合の特権及び免除に関する条約によつて与えられる利益並びに國際連合大学憲章によつて与えられる利益を享受することを考慮し、

國際連合大学本部の所在地に関する決定の結果生ずることがある問題であつて前記の文書では十分に取扱いされていないものについて規定するため、これらの文書を補足する協定を締結することが望ましいことを考慮し、

國際連合大学が、日本国におけるその本部において、日本国の政府及び国民と協力しかつ協調して、その責務を十分かつ効果的に遂行し及びその目的を達成することができるようになるため、次のとおり協定した。

第一条 定義

第一項 この協定の適用上、

(a) 「大学」とは、國際連合大学をいう。

(b) 「政府」とは、日本国政府をいう。

(c) 「学長」とは、大学の学長、又は、大学の学長が不在の場合には、大学本部に關し大学の学長に代わつて行動するよう指名された他の職員で、大学の学長若しくは國際連合事務総長により政府に通告されたものをいう。

(d) 「本部施設」とは、次のものをいう。  
(i) 大学本部の目的のためにのみ使用される建物又はその一部及びこれに附屬する土地  
(ii) この協定又は政府との補正取極に従つて追加的又は一時的に(i)の建物又は土地に含まれる他の建物又は土地

(e) 「一般条約」とは、千九百四十六年二月十三

日に國際連合總會によつて承認された國際連合の特権及び免除に関する条約をいう。

第二条 本部施設

第一項 大学の恒久的な本部は、本部施設にあるものとし、次の場合を除くほか、本部施設から全体的又は部分的に撤去されることはない。

(a) 國際連合が撤去を決定する場合。もつとも、日本国内の新しい本部施設への移転は、政府の同意を得た場合にのみ行われ  
(b) 大学が東京首都圏内の新しい本部施設への移転を要請し、かつ、政府が同意する場合  
(c) 政府が、東京首都圏内の新しい本部施設への移転を大学に要請する場合又は國際連合の同意を得て東京首都圏外で日本国内の新しい本部施設への移転を大学に要請する場合において、大学本部のために十分に適合した施設を提供し及び移転の費用を支払うとき。

2 大学により招集される会合(大学の研究研修センター又は研究研修計画により招集される会合を除く。)のために政府の同意を得て排他的に使用される日本国内の建物又はその一部は、第六項の規定の適用については、一時的に本部施設の一部とみなされる。

第三項 1 政府は、大学との協議の後自己が決定するところに従い、当初必要な設備及び備品とともに、暫定的な本部施設を大学の用に供する。  
2 その後、政府は、東京首都圏内における大学本部の設置に対する寄与に関する自己の申出の限度内で、恒久的な本部施設を大学の用に供する。  
3 大学は、本部施設並びに本部施設内の設備及び備品の維持及び妥當な管理並びに第八項

にいう公益事業及び公共の役務について責任を有する。政府は、本部施設の構造的破損の予防及び修繕について責任を有する。

第四条 本部施設の法的地位

第四項 大学が日本国に設置する研究研修センター又は研究研修計画に關連する事項及び日本国にある研究又は研修のためのセンター又は計画で大学のわく内に組み込まれるものに關連する事項は、政府と大学との間の別個の取極で取り扱

第三項 本部施設は、この協定に定めるところに従い、大学の管理及び権限の下に置かれる。

第五項 本部施設は、不可侵とする。日本国の官憲又は日本国で公権力を行使するその他の者は、学長の同意又は要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため本部施設内に立ち入つてはならない。ただし、迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事件の場合又はそのよ

うな緊急事件が本部施設内で既に発生し若しくは発生しようとしており日本国の当局が信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、学長の同意があつたものとみなす。  
2 大学は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのため政府が求め

ている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしており者が本部施設を避難所として使用することを防止する。

第四項 本部施設の保護  
第七項 政府は、本部施設内に許可なく立ち入ろうとして

いる者若しくは集團又はその近傍で本部施設内の静穏を意圖的に妨げる者若しくは集團から本部施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。

第五項 本部施設に対する公共サービス及び公共の役務(列挙を理由に限定されることなく、電気、水道、下水道、ガス、郵便、電話、電信、地域交通、排水、ごみの収集、消防等の事業及び役務をいう。)が本部施設に對して提供され並びにその公益事業及び公共の役務が衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。

第六項 通信及び出版

第六項 1 大学又は本部施設内にある大学の職員あてのすべての公用通信及び大学が発するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害をも行つてはならない。公用のものと思はれる通信が、許容されない物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、大学の代表者の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、それらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、大学の代表者の立会いを要しない。

2 大学は、國際連合の機関、國際連合の専門機関、國際原子力機関、大学の研究研修センター及び研究研修計画並びに第十三条に規定する大学のための任務を行う専門家との通信に際し、暗号を使用し並びに公用信書その他の公用通信を伝書使又は封印袋により発送し及び接受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交封印袋と同一の特

第九項 1 大学又は本部施設内にある大学の職員あてのすべての公用通信及び大学が発するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害をも行つてはならない。公用のものと思はれる通信が、許容されない物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、大学の代表者の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、それらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、大学の代表者の立会いを要しない。

2 大学は、國際連合の機関、國際連合の専門機関、國際原子力機関、大学の研究研修センター及び研究研修計画並びに第十三条に規定する大学のための任務を行う専門家との通信に際し、暗号を使用し並びに公用信書その他の公用通信を伝書使又は封印袋により発送し及び接受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交封印袋と同一の特

第十項 1 大学又は本部施設内にある大学の職員あてのすべての公用通信及び大学が発するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害をも行つてはならない。公用のものと思はれる通信が、許容されない物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、大学の代表者の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、それらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、大学の代表者の立会いを要しない。

2 大学は、國際連合の機関、國際連合の専門機関、國際原子力機関、大学の研究研修センター及び研究研修計画並びに第十三条に規定する大学のための任務を行う専門家との通信に際し、暗号を使用し並びに公用信書その他の公用通信を伝書使又は封印袋により発送し及び接受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交封印袋と同一の特

第十項 1 大学又は本部施設内にある大学の職員あてのすべての公用通信及び大学が発するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害をも行つてはならない。公用のものと思はれる通信が、許容されない物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、大学の代表者の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、それらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、大学の代表者の立会いを要しない。

第十項 権及び免除を享有する。

1 政府は、大学が、その目的を達成するため、公的な性格を有すると認める刊行物を日本国内において自由に出版する権利及び大学が日本国内において放送されるよう取り計らう公的な番組の内容を政府の干渉を受けることなく決定する権利を認める。

2 もつとも、大学は、知的所有権に関する日本の法令及び日本国が締結国である国際条約を尊重するものと了解される。

第七條 課税の免除

第十一項

1 大学及びその資産、収入その他の財産は、(a) すべての直接税を免除される。もつとも、大学は、事実上公益事業の使用料にすぎない税の免除は要求しないものと了解される。

(b) 大学がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、この免除を受けて輸入した物品は、政府と合意した条件によるのでなければ、日本国内では売却しないものと了解される。

(c) 大学の刊行物に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 大学は、原則として、消費税並びに不動産及び不動産の売却に対する税でその価格の一部をなすものの免除を要求しない。もつとも、政府は、大学が公用のために財産の重要な購入を行うに際しこれに前記の税を課し又は課することができるときには、可能な限り税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとるものとする。

第八條 財政的便益

第十二項

1 大学は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリアムによつても制限されることなく、

(a) 基金、金又はいかなる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) 基金、金又は通貨を日本国から他国へ若しくは他国から日本国へ又は日本国内において移動し、及びその保持する通貨を他の通貨と交換することができる。

2 大学は、1の規定に基づく権利を行使するに当たつては、政府の申込れに対して、大学の利益を害することなくこの申入れを実施することができると考ふる限り、妥当な考慮を払わなければならない。

第九條 社会保障

第十三項

1 大学は、日本国の社会保障制度に対するすべての強制的な拠出を免除されるものとし、また、大学本部の職員は、政府により、日本国の社会保障制度に参加することを要請されることはない。

2 政府は、大学が要請する場合には、政府と大学との間で合意する条件の下で、大学による社会保障の適用を受けていない大学本部の職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとる。大学は、政府と大学との間で合意する条件の下で、国際連合同職員年金基金に参加しておらず又は日本国の法令の下で与えられる保護と少なくとも同等の社会保障の保護を大学によつて与えられていない大学本部の現地雇用の職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう、可能な限り取り計らう。

第十條 通過及び滞在

第十四項

1 政府は、次の(a)から(f)までに掲げる者が、大学に関連する公務のためその配偶者及び扶養親族とともに、日本国の領域へ入国し、その領域に滞在し及びその領域を通過することを容易にするために必要な措置をとる。

(a) 大学理事会及びその補助機関の構成員

(b) 学長その他の大学本部の職員

(c) 学長が設置する諮問機関の構成員

(d) 国際連合、国際連合教育科学文化機関その他の専門機関又は国際原子力機関の職員で、大学に配属されたもの又は大学との間に公務を有するもの

(e) 大学の研究研修センター及び研究研修計画の職員、提携団体の職員並びに大学の事業計画に参加する者

(f) 他の機関又は団体の代表者その他の者で大学が公務のため本部施設に招請したもの

大学は、(a)から(f)までに掲げる者並びにその配偶者及び扶養親族の氏名を、これらの者に関するその他の関連資料とともに、政府に通告する。この1に規定する便益には、この1に規定する者のために必要とされるときは、無料かつできる限り速やかに査証を発給することを含む。

2 1に掲げる者が大学の目的及び機能を果たすために公的資格で行つたいかなる行動も、その者が日本国の領域へ入国し若しくはその領域から出国することを妨げ又はその者がその領域から退去することを求める理由とはならない。

3 この項の規定は、この項に規定する取扱いを求める者が1に規定する者に該当することを立証するための妥当な証拠を要求することを妨げるものではない。

第十一條 学問の自由

第十五項

大学は、国際連合大学憲章に定めるとおり、国際連合のわく内において自治を享有し、また、その機能の遂行のために割り当てられた財源の使用について自由に決定する。大学は、その目的の達成に必要な学問の自由、特に、研究及び研修の主題及び方法の選定、大学の活動に参加する個人及び団体の選択並びに表現の自由に関するものを享有するものとする。

第十二條 大学本部の職員

第十六項

1 国際連合の職員である大学本部の職員(c)及び(d)の場合にあつては、その者並びにその配偶者及び扶養親族は、次の特権及び免除を享有する。

(a) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関する訴訟手続の免除。この免除は、その者が大学本部の職員でなくなつた場合にも、存続する。

(b) 大学が支払つた給料及び手当に対する課税の免除

(c) 出入国制限及び外国人登録の免除

(d) 為替の便益に関して、政府に派遣されている外交使節団に属する外交官で自己の地位と同等のものに与えられる特権と同一の特権

(e) 国際的危機の場合に外交使節に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益

(f) 日本国で最初にその地位に就く際に家具及び携帯品を無税で輸入する権利

2 1に掲げるの特権及び免除のほか、国際連合の職員である大学本部の職員(D-1)の等級以上の等級を有する者に限る。であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものに関しては、

(a) 政府は、当該職員に対し、三年ごとに一台の自動車並びに合理的な量の食料、飲料

(ア)アルコール飲料を含む。、たばこ及び衣類を、個人的な使用のため、関税の免除を受けて輸入する権利を与える。

(b) 何らかの形式の課税上の取扱いが居住を条件とする場合には、当該職員がその任務の遂行のため日本国に滞在する期間は、居住期間と認めない。

(c) 当該職員が取得し、所有し及び使用する自動車並びに当該自動車により消費される揮発油について課される税であつて政府と大学との間で合意するものは、減免されるものとし、このため、政府は、適当な行政的措置をとるものとする。

第十七項

前項に定める特権及び免除のほか、学長は、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住してない場合には、自己、配偶者及び未成年の子に關して、國際法に從つて外交使節に与えられる特権、免除及び便益を与えられる。

第十八項

1 大学は、大学本部の職員の任命が行われた場合には、当該職員の氏名並びに日本国に關するその配偶者及び扶養親族の氏名並びに大学本部における当該職員の等級及び地位を、当該職員が國際連合の職員であるかどうかに關する陳述並びに当該職員に關するその他の關連資料並びに日本国に關するその配偶者及び扶養親族に關するその他の關連資料とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。大学は、大学本部の職員に任命された者が大学本部の職員でなくなつた場合又は國際連合の職員でなくなつた場合には、当該職員でなくなつた日並びにその者並びにその配偶者及び扶養親族が日本国から出国する日を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、大学本部の職員の任命について通告を受けるまでは、この協定により大学本部の職員並びにその配偶者及び扶養親族に与えられる特権及び免除を与えることを義務づけられない。

3 政府は、この条の規定の範囲内に属する者にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国の当局との關係において身分を証明するために使用される。

第十三条 大学のための任務を行う専門家

第十九項

大学のための任務を遂行する専門家(前条の規定の範囲内に属する大学本部の職員を除く)は、その任務に關連する旅行に費やす時間を含めて、任務の期間中、任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を与えられる。この専門家(9)の場合にあつては、その者並びにその配偶者及び扶養親族)は、特に、次の特権及び免除を与えられる。

(a) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除

(b) 任務の遂行中にその者が行つた口頭又は書面による陳述及び行動に關するあらゆる種類の訴訟手続の免除。この訴訟手続の免除は、その者が大学の任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えなければならない。

(c) すべての書類、文書その他の記録物件の不可侵

(d) 大学との通信のため、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利

(e) 國際的危機の場合に外交使節に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益

(f) 通貨又は為替の制限に關して、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に与えられる便益と同一の便益

(g) 手荷物に關して、外交使節に与えられる免

第二十項

1 大学は、大学のための任務を行う専門家の任命が行われ、かつ、当該専門家が大学本部を訪問する場合には、当該専門家の氏名並びに日本国に關するその配偶者及び扶養親族の氏名並びにその訪問の一般的目的を、当該専門家に關するその他の關連資料並びに日本国に關するその配偶者及び扶養親族に關するその他の關連資料とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。大学は、大学の任務を遂行する専門家に任命された者が当該専門家でなくなつた場合には、当該専門家でなくなつた日並びに当該専門家並びにその配偶者及び扶養親族が日本国から出国する日を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、大学の任務を遂行する専門家の任命について通告を受けるまでは、この協定により当該専門家並びにその配偶者及び扶養親族に与えられる特権及び免除を与えることを義務づけられない。

3 政府は、この条の規定の範囲内に属する者にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国の当局との關係において身分を証明するために使用される。

第十四条 紛争の解決

第二十一項

大学は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争で、大学を当事者とするもの

(b) 公的地位により免除を享有する大学本部の職員に關する紛争。ただし、学長が國際連合事務総長に代わつてその免除を放棄してない場合に限る。

第二十二項

1 この協定若しくは補足取極の解釈若しくは適用に關する政府と大学との間の紛争又は本部施設に対し若しくは政府と大学との間の關係に對して影響を与える問題で、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないものは、日本国外務大臣が任命する仲裁人、学長が任命する仲裁人及びそれら二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に最終的決定のため付託する。最初の二人の仲裁人が、それらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又は大学の要請により、國際司法裁判所長によつて任命される。

2 仲裁手続は、仲裁人が決定し、仲裁の費用は、仲裁人の定めるところにより当事者が負担する。

3 國際連合事務総長又は政府は、仲裁裁判の過程で生ずる法律問題について國際司法裁判所に勧告的意見を要請することを國際連合總會に求めることができる。國際司法裁判所の意見を受領するまでの間、両当事者は、仲裁裁判所の暫定的決定を遵守する。その後、仲裁裁判所は、國際司法裁判所の意見を考慮して最終的決定を行う。

4 仲裁裁判所の最終的決定には、その最終的決定の基礎となつた理由が付されなければならない。その最終的決定は、当事者により紛争の最終判決として受諾されるものとする。

第十五条 一般規定

第二十三項  
この協定によつて与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、大学並びに特権及び免除を享有するすべての者の義務である。大学及びそれらの者は、また、日本国の国内問題に介入しない義務を有する。



第二十四項

1 学長は、この協定によつて与えられる特権又は免除の濫用が発生しないことを確保するためあらゆる予防措置をとり、また、この目的のため、必要かつ適切と思われる規則を大学本部の職員その他該当する者について制定する。

第二十五項

特権及び免除は、この協定により、大学の利益のために与えられるものであつて、個人の上の便宜のために与えられるものではない。学長は、国際連合事務総長に代つて、個人に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、大学の利益を害することなくこれを放棄することができることと判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。学長の場合には、国際連合事務総長がその免除を放棄する権利を有する。

第二十六項

この協定の範囲内に属する者が日本国内における公的資格の範囲外の行為において滞在の権利を濫用した場合には、政府は、その者に対し日本国内から退去することを要求することができる。もつとも、

(a) 第十七項の規定に基づき外交使節の特権、免除及び便宜を享有する者は、日本国内に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続に従う場合を除くほか、日本国内からの退去を要求されることはない。

(b) 第十七項の規定の適用を受けない者は、昭和五十一年五月二十日 衆議院会議録第二十二号

本国外務大臣が同意し、かつ、学長が事前に通報を受けた場合を除くほか、日本国内から退去を命令されることはない。

第二十七項

この協定の規定は、この協定の範囲内に属するいづれの者に対しても、政府がその者の属する国と外交関係を有しているかどうかにかかわらず、また、その者の属する国が日本国の外交使節又は国民に同様の特権又は免除を与えているかどうかにかかわらず適用する。

第二十八項

この協定の規定は、一般条約の規定に対して補充的なものである。この協定の規定及び一般条約の規定が同一の事項に関するものである場合には、それら二の規定は、双方の規定とも適用されるよう、かつ、いづれの一方の規定も他方の規定の効力を狭めないよう、可能な限り補充的に取り扱う。ただし、それら二の規定が絶対的に抵触する場合には、この協定の規定が優先する。

第二十九項

この協定の修正に関する協議は、国際連合又は政府の要請によつて開始される。いづれの修正も、相互間の合意によつて行われる。

第三十項

政府及び大学は、この協定に規定する補足取極のほか、必要に応じて補足取極を締結することができる。

第三十一項

この協定は、次のいづれかの場合に効力を失う。

(a) 国際連合と政府との間で合意する場合

(b) 大学の恒久的な本部が日本国の領域から撤去される場合。ただし、日本国内にある恒久的な本部における大学の活動の秩序ある終了及び日本国内にある大学の財産の処分に関連して適用される規定を除く。

第三十二項

この協定は、政府が受諾書を国際連合事務総長に寄託した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、このため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍勲

国際連合のために

エリク・スイ

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に關し、日本政府に代つて、次の了解を確認する光榮を有します。

第十三項1の規定は、大学本部の職員に対し、大学が支払う給料及び手当の額を考慮に入れない拠出によつて賄われる日本国の国民年金制度を適用することを妨げるものではない。

本使は、更に、貴官が前記の了解を国際連合に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で

国際連合日本国政府代表

特命全權大使 安倍勲

国際連合事務次長、法務部長

エリク・スイ

(国際連合側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に關し、日本政府に代つて、次の了解を確認する光榮を有します。

第十三項1の規定は、大学本部の職員に対し、大学が支払う給料及び手当の額を考慮に入れない拠出によつて賄われる日本国の国民年金制度を適用することを妨げるものではない。

本使は、更に、貴官が前記の了解を国際連合に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で

国際連合日本国政府代表

特命全權大使 安倍勲

国際連合事務次長、法務部長

エリク・スイ

第三十三項

この協定は、政府が受諾書を国際連合事務総長に寄託した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、このため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍勲

国際連合のために

エリク・スイ

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に關し、日本政府に代つて、次の了解を確認する光榮を有します。

第十三項1の規定は、大学本部の職員に対し、大学が支払う給料及び手当の額を考慮に入れない拠出によつて賄われる日本国の国民年金制度を適用することを妨げるものではない。

本使は、更に、貴官が前記の了解を国際連合に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で

国際連合日本国政府代表

特命全權大使 安倍勲閣下

国際連合事務次長、法務部長

エリク・スイ

(国際連合側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定第十三項に關し、日本政府に代つて、次の了解を確認する光榮を有します。

第十三項1の規定は、大学本部の職員に対し、大学が支払う給料及び手当の額を考慮に入れない拠出によつて賄われる日本国の国民年金制度を適用することを妨げるものではない。

本使は、更に、貴官が前記の了解を国際連合に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年五月十四日に国際連合本部で

国際連合日本国政府代表

特命全權大使 安倍勲

国際連合事務次長、法務部長

エリク・スイ

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七七二

が職員に支払う給料等に対する課税の免除等について規定している。

なお、本協定は、日本政府が受諾書を国際連合事務総長に寄託した日に効力を生じることとなつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、人類の存続、開発、福祉の問題を国際的に解決する上で有意義であるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年五月十九日

外務委員長 鯨岡 兵輔

衆議院議長 前尾繁三郎殿

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第一条 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の四」に、「第

第四章 雇用(第十一条―第十五条) 第五章 身体障害者雇用審議会(第十六条―第二

第二章 第一節 身体障害者雇用調整金の徴収(第二十六条―第二十九条)

第十二条)を「第二章 身体障害者雇用調整金の徴収(第二十六条―第二十九条)」に改

第十七条)支給等及び身体障害者雇用納付金の徴収(第二十八条―第三十条)

第十四条)を「第十四条 身体障害者雇用納付金の徴収(第二十七条―第二十九条)」に改

第十五条)を「第十五条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第十六条)を「第十六条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第十七条)を「第十七条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第十八条)を「第十八条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第十九条)を「第十九条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十条)を「第二十条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十一条)を「第二十一条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十二条)を「第二十二条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十三条)を「第二十三条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十四条)を「第二十四条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十五条)を「第二十五条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十六条)を「第二十六条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十七条)を「第二十七条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十八条)を「第二十八条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

第二十九条)を「第二十九条 身体障害者雇用促進協会の設立(第二十九条―第三十一条)」に改

を改めることを目的とする。

第二条第一項中「身体上の欠陥を」を「身体障害」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 この法律において「重度障害者」とは、身体障害者のうち身体障害の程度が重い者であつて、労働省令で定めるものをいう。

第一章中第二条の次に次の三条を加える。

(事業主の責務)

第二条の二 すべて事業主は、身体障害者の雇

用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者の雇入れに努めるとともに、その有する能力を正当に評価し、適正な雇用の管理を行うように努めなければならない。

(職業人としての自立の努力)

第二条の三 身体障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条の四 国及び地方公共団体は、身体障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な措置及び事業主、身体障害者その他の関係者に対する援助の措置を講じ、身体障害者の身体的条件に配慮した

職業紹介及び職業訓練を実施する等身体障害者の雇用の促進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(職業指導等)

第三条の三 公共職業安定所は、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、身体障害者に適した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第二章中第三条の二の前に次の一条を加える。

(適職の研究等)

第三条 労働大臣は、身体障害者の能力に適合する職業、その就業上必要な作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業の安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

第五条の見出し中「雇用主」を「事業主」に改める。

「第四章 雇用」を「第四章 雇用義務等」に改める。

「第十一条中「行なう者を除く」を「行う者を除く」に改め、「職員」の下に(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関

を含む。以下この章において同じ。)に常時勤務する職員であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第一号から第十号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下この章において同じ。)を加え、「(当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。)」を削り、「政令で定める身体障害者雇用率」を第十四条第二項に規定する身体障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるもの」に、「一人未満の端数は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に、「その身体障害者雇用率」を「その率」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の身体障害者である職員の数の算定に当たつては、重度障害者である職員は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である職員に相当するものとみなす。

第十二条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「市町村」の下に「及び特別区その他の政令で定める特別地方公共団体」を加え、「以下次項」を「次項及び次条」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「その適正な実施に関する事項を勧告する」を「その適正な実施に関し、勧告をする」に改める。

第十三条を次のように改める。  
(任免に関する状況の通報)

第十三条 任命権者等は、毎年一回、政令で定

めるところにより、当該機関における身体障害者である職員の任免に関する状況を労働大臣に通報しなければならない。

第六章を削る。

第五章中第二十二条を第七十八条とし、第二十一条を第七十七条とし、第二十条を第七十六条とし、第十九条第一項中「雇用主」を「事業主」に改め、同条を第七十五条とし、第十六条から第十八条までを五十六条ずつ繰り下げる。  
第五章を第七章とし、同章の次に次の二章を加える。

第八章 雑則

(身体障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、労働省令で定める数以上の身体障害者である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、労働大臣が行う講習(次項において「資格認定講習」という。)を修了したもののその他労働省令で定める資格を有するもののうちから、労働省令で定めるところにより、身体障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている身体障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2 労働大臣は、第六章の規定により協会が設立されたときは、資格認定講習に関する業務の一部を協会に行わせることができる。

(解雇の届出)

第八十条 事業主は、身体障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他労働省令で定める場合を除く。)には、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、公共職業安定所は、同項の届出に係る身体障害者である労働者について、求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(報告及び立入検査)

第八十一条 労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、身体障害者の雇用状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 第六十九条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による立入検査の権限について準用する。  
(連絡及び協力)

第八十二条 公共職業安定所、事業団、協会及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所その他の

身体障害者に対する援護の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(権限の委任)

第八十三条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。  
(労働省令への委任)

第八十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第九章 罰則

第八十五条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項又は第二十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十五条第一項の規定による命令に違反して身体障害者の雇入れに関する計画を作成せず、又は同条第三項の規定に違反して当該計画を提出しなかつたとき。

三 第二十二条第一項の規定による文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の記載をした文書の提出をしたとき。

四 第八十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八十一条第一項の規定による報告をせ

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七七四

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第六十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第六章の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第五十条第二項の規定に違反したとき。
- 四 第五十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 五 第六十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

六 第六十三条の規定に違反して、同条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七 第六十八条の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

八 第七十一条において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第七十一条において準用する民法第八十条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

十 第七十一条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

第八十八条 第四十二条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第十五条の見出しを、「特定重度障害者」に改め、同条第一項中「特定職種」の下に「労働能力はあるが、身体障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である重度障害者の能力にも適合すると認められる職種で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。」を加え、「勤務する重度障害者」を「勤務する特定重度障害者(重度障害者のうち特定職種ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。)」に、「重度障害者雇用率」を「特定重度障害者雇用率」に、「一人未満の端数

は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に、「重度障害者」を、「特定重度障害者」に改め、同条第三項中「常時労働者を使用する事業所の雇用主」を「事業主」に、「常時使用する重度障害者」を「その雇用する特定重度障害者」に、「常時使用する当該職種」を「その雇用する当該職種」に、「重度障害者雇用率」を「特定重度障害者雇用率」に、「一人未満の端数は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に改め、同条第四項を次のように改め

4 労働大臣は、特定重度障害者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、その雇用する特定重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められる事業主(その雇用する当該職種の労働者の数が職種に依る。に)に対して、特定重度障害者である当該職種の労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、特定重度障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

5 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の計画について準用する。

の見出し中「身体障害者」を「一般事業主の身体障害者」に改め、同条第一項を次のように改める。

労働大臣は、身体障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者である労働者の数が法定雇用身体障害者数未満である事業主に対して、身体障害者である労働者の数がその法定雇用身体障害者数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

第十四条第三項中「公共職業安定所長」を「労働大臣」に、「身体障害者の雇入れに関する」を「第一項の」に、「当該雇用主」を「当該計画を作成した事業主」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「雇用主」を「事業主」に、「前項の規定により身体障害者の雇入れに関する」を「第一項の」に、「遅滞なく」を「労働省令で定めるところにより」に、「公共職業安定所長」を「労働大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の身体障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第十四条に次の一項を加える。

5 労働大臣は、特に必要があると認めるとき

は、第一項の計画を作成した事業主に対し、その適正な実施に関し、勧告をすることが出来る。

第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(一般事業主についての公表)

第十六条 労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第四項又は第五項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第十三条の次に次の一条を加える。

(一般事業主の雇用義務等)

第十四条 事業主(労働者(常時雇用する労働者に限る。以下同じ。))を雇用する事業主をいい、第十一条第一項の規定の適用を受けるもの(以下「国等」という。))を除く。以下同じ。)

は、労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数(除外率設定業種(身体障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として労働省令で定める業種をいう。以下同じ。))に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうち当該職種の労働者が通常占める割合を

考慮して除外率設定業種ごとに労働省令で定める率をいう。以下同じ。))を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。))を合計した数を控除した数。第四項において同じ。))に身体障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。))と

条第一項において「法定雇用身体障害者数」という。))以上であるようにしなければならない。

2 前項の身体障害者雇用率は、労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第二十七条第三項において同じ。))の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する身体障害者である労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者を含む。第二十七条第三項において同じ。))の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 第一項の身体障害者である労働者の数及び前項の身体障害者である労働者の総数の算定に当たつては、重度障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 事業主(その雇用する労働者の数が常時労働省令で定める数以上である事業主に限る。))は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、身体障害者の雇用に関する状況を労働大臣に報告しなければならない。

第四章の次に次の二章を加える。

第五章 身体障害者雇用調整金の支給等

収

第一節 身体障害者雇用調整金の支給

等

(身体障害者雇用調整金の支給等に係る雇用促進事業団の業務)

第十八条 雇用促進事業団(以下「事業団」という。))は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 事業主(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国等からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。))で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の身体障害者雇用調整金を支給すること。

二 身体障害者を雇い入れる事業主に対して、身体障害者を雇用するための施設若しくは設備の設置若しくは整備又は身体障害者の適正な雇用管理のための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

三 重度障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

四 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うものに対して、当該団体が行う身体障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査又は講習の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

五 第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金の徴収を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。))の一部を、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人に委託することができる。

(身体障害者雇用調整金の支給)

第十九条 事業団は、政令で定めるところにより、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、第二十七条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月(当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。)ごとの初日におけるその雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の身体障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)として支給する。

2 前項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者を雇用するものとした場合に当該身体障害者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の身体障害者である労働者の数の算定について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相統(包括遺贈を含む。第三十九条において同じ。)があつた場合における調整金の額の算定の特別その他調整金に関し必要な事項は、政令で定める。

(助成金の支給)

第二十条 第十八条第一項第二号から第四号までの助成金の支給要件、支給額その他の支給の基準については、労働省令で定める。

2 前項の助成金の支給については、国及び地方公共団体が講ずる措置と相まつて、身体障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進されるように配慮されなければならない。

(区分経理)

第二十一条 事業団は、納付金関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(資料の提出命令等)

第二十二条 事業団は、第十八条第一項第五号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 事業団は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(監督)

第二十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、納付金関係業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(準用)

第二十四条 雇用促進事業団法第十九条の二、第二十条及び第三十七条第一項(同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、納付金関係業務について準用する。

(雇用促進事業団法の特例等)

第二十五条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、納付金関係業務については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第十八条第二項の規定及び前条において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、納付金関係業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第二十三条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用について

ては同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第二節 身体障害者雇用納付金の徴収

(身体障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第二十六条 事業団は、第十八条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第四号までの助成金の支給に要する費用並びに納付金関係業務に係る事業団の事務の処理に要する費用に充てるため、この節に定めるところにより、事業主から、毎年度、身体障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。

(納付金の額等)

第二十七条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数を乗じて得た額とする。

2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数に達するまでの数の身体障害者を雇用するものとした場合に当該身体障害者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用(身体障害者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備に通常要する費用、身体障害者の適正な雇用管理に必要な措置に通常要する

費用その他身体障害者を雇用するために特別に必要とされる費用をいう。)の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

3 前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

4 第十五条第二項の規定は、前項の身体障害者である労働者の総数の算定について準用する。

第二十八条 前条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする。

2 前条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額以上であ

るときは、当該事業主については、同項の規定にかかわらず、納付金は、徴収しない。

3 第十五条第二項の規定は、前二項の身体障害者である労働者の数の算定について準用する。

(納付金の納付等)

第二十九条 事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日(当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に事業団に提出しなければならない。

2 事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならぬ。

3 第一項の申告書には、当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び身体障害者である労働者の数その他の労働省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 事業団は、事業主が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めるときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする。

5 前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、第一項の申告書を提出していないとき(納付すべき納付金の額がない旨の記載をし

た申告書を提出しているときを含む。)は前項の規定により事業団が決定した額の納付金の全額を、第一項の申告に係る納付金の額が前項の規定により事業団が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に事業団に納付しなければならない。

6 事業主が納付した納付金の額が、第四項の規定により事業団が決定した納付金の額を超える場合には、事業団は、その超える額については、未納の納付金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の納付金その他この節の規定による徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(納付金の延納)  
第三十条 事業団は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、当該事業主の納付すべき納付金を延納させることができ

(追徴金)  
第三十一条 事業団は、事業主が第二十九条第五項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならぬ場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由

により、同項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する納付金の全額又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金は、徴収しない。

3 事業団は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(徴収金の督促及び滞納処分)  
第三十二条 納付金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、事業団は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対して、その徴収を請求するこ

とができる。

4 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、事業団は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が第三項の規定による徴収の請求を受けた日から一月以内に滞納処分に着手せず、又は三月以内にこれを結了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第三十三条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、事業団は、その督促に係る納付金の額につき十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあつた納付金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の納付金の

額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。  
一 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。  
二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。  
三 延滞金の額が百円未満であるとき。  
四 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。  
五 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第三十四条 納付金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続等)

第三十五条 納付金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(時効)

第三十六条 納付金その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 事業団が行う納付金その他この節の規定による徴収金の納入の告知又は第三十二条第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかか(徴収金の徴収に関する不服申立て)  
第三十七条 納付金その他この節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十八条 納付金その他この節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(政令への委任)

第三十九条 この節に定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続があつた場合における納付金の額の算定の特例その他この節に定める納付金その他の徴収金に関し必要な事項は、

政令で定める。

第六章 身体障害者雇用促進協会  
(法人格)  
第四十条 身体障害者雇用促進協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数)

第四十一条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(名称)

第四十二条 協会は、その名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第四十三条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員にならうとする第五十条第一項第一号に掲げる事業主の団体五以上が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第四十五条 発起人は、定款及び事業計画書を



作成し、これらの概要を会議の日時及び場所とともにその会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び事業計画書の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するものであつて、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可の申請)

第四十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、申請書に定款及び事業計画書並びに労働省令で定める事項を記載した書面を添付して、労働大臣に設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第四十七条 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

- 一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に資することが確実にであると認められること。

(事務の引継ぎ)

第四十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第四十九条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(会員の資格等)

第五十条 協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

- 一 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うもの
- 二 前号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 協会は、前項各号に掲げるものが協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。

(会費)

第五十一条 協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(定款)

- 第五十二条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 会員に関する事項
- 五 会費に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 業務
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 解散に関する事項
- 十二 定款の変更に関する事項
- 十三 公告の方法

2 協会の定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(役員)

第五十三条 協会は、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 協会は、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、協会を代表し、その業務を総理事する。

る。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(役員の任免及び任期)

第五十四条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員を選任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第五十五条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十六条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第五十七条 協会の職員は、会長が任命する。

(総会)

第五十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 業務方法書の作成、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(業務)

第五十九条 協会は、第七十九条第二項に規定する業務を行うほか、次の業務を行う。

一 国からの委託を受けて、労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を行うこと。

二 会員及び事業主に対して、身体障害者の雇入れ、雇用環境の整備その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について指導及び援助を行うこと。

三 事業主その他の者に対して身体障害者の雇用管理に関する研修を行うこと。

四 身体障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

五 身体障害者の雇用に関する調査、研究及び広報を行うこと。

六 第二号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第六十条 協会は、前条第一項第一号に掲げる業務について、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(事業年度)

第六十一条 協会の事業年度は、毎年四月一日

に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(決算関係書類の提出等)

第六十二条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第六十三条 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、前条第一項に規定する書類を労働大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第六十四条 協会は、第五十九条第一項第一号に掲げる業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(解散)

第六十五条 協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第六十六条 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第二号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。

(財産の処分等)

第六十七条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、協会と類似の身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う団体に帰属させるものとしなければならない。

(監督命令)

第六十八条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び立入検査)

第六十九条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、業務

の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設立の認可の取消し)

第七十条 労働大臣は、協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(準用)

第七十一条 民法第四十四条、第五十条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は協会の設立、管理及び運営について、同法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分)を除く。及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七項並びに第三百八条の規定は協会の解散及び清算について準用する。この場合において、

民法第七十五条中「前条」とあるのは、「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百一十三号)第六十六条」と読み替えるものとする。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を削り、附則に次の三条を加える。

(二百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第二条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主(第十八条第一項第一号の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第十八条第一項第一号、第十九条及び第五章第二節の規定は、適用しない。

2 事業団は、当分の間、第十八条第一項及び雇用促進事業団法第十九条に規定する業務のほか、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金を支給する業務を行うことができる。

3 事業団は、当分の間、労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第二十七条第三

項に規定する基準雇用率を超える率であつて労働省令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数又は労働省令で定める数のいずれか多い数を超える事業主に対して、その超える数を第十九条第二項に規定する単位調整額以下の額で労働省令で定める額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

4 第十五条第二項の規定は前項の身体障害者である労働者の数の算定について、第十九条第四項の規定は前項の報奨金について準用する。

5 第五章第一節、第二十六条、第八十五条第一項第一号(第二十二條第二項に係る部分に限る。)及び第八十六条の規定の適用については、当分の間、第十八条第二項中「前項各号に掲げる業務」とあるのは「前項各号に掲げる業務及び附則第二項に規定する業務」と、第二十六条第一項中「並びに」とあるのは「附則第二項第二項の報奨金の支給に要する費用並びに」とする。

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

は「その雇用する労働者の数(除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数」と、第十九条第二項及び前条第三項中「第二十七條第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第三條第一項の規定により読み替へて適用される第二十七條第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七條第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」とする。

2 前項の措置は、身体障害者である労働者その他の労働者との交替、身体障害者の職業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行う事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七八二

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)

第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して、適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者についても、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行うことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八十五条第一項第一号(第二十二條第二項に係る部分に限る。)及び第八十六条の規定の適用については、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務とみなす。

5 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、協会は、精神薄弱者に関しても、第十九条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる業務に相当する業務を行うことができ、この場合において、当該業務は、第八十七条第四号の規定の適用については、第五十九条第一項に規定する業務とみなす。

別表中「別表 身体上の欠陥の範囲」を「別表 身体障害の範囲(第二条関係)」に改め、同表第一号口中「〇・〇七以下」を「〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下」に改め、同表第二号口中「八〇デシベル以上」の下に、「他耳の聴力損失が四〇デシベル以上」を加え、同表第三号を次のように改める。

三 次に掲げる音声機能又は言語機能の障害  
イ 音声機能又は言語機能の喪失  
ロ 音声機能又は言語機能の著しい障害で、永続するもの

別表第四号口中「ひとさし指を含めて」を「又はひとさし指を含めて」に改め、「又は一上肢のひとさし指を指中手骨関節で欠くもの」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの  
別表第四号ホを次のように改める。  
ホ 両下肢のすべての指を欠くもの  
別表第四号ホの次に次のように加える。  
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その

の程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

別表第五号を次のように改める。  
五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の五」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「中高年齢者」とは、中高年齢者のうち労働省令で定める年齢以上の者をいう。

第七条を次のように改める。

(選定職種に係る求人条件等)

第七条 公共職業安定所は、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)第二十条の規定により労働大臣が中高年齢者の能力に適合すると認めて選定した職種(以下第九条までにおいて「選定職種」という。)について、正当な理由がないにもかかわらず中高年齢者でないことを条件とする求人の申込みがあつた場合には、これを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、事業主又はその団体に対して、中高年齢者を選定職種の労働者として雇い入れることを促進するため必要な指導を行うことができる。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種」を「選定職種」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「行なうにあつては」を「行うに当たつては」に、「第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種」を「選定職種」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の六条を加える。

(中高年齢者雇用率の設定等)

第十条 労働大臣は、政令で定めるところにより、中高年齢者の雇用率(以下「中高年齢者雇用率」という。)を設定することができる。

2 事業主は、労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その常時雇用する中高年齢者である労働者の数が、その常時雇用する労働者の総数に前項の高年齢者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)以下であるように努めなければならない。

(求人申込みの受理に関する特例)

第十一条 公共職業安定所は、その常時雇用する中高年齢者である労働者の数が前条第二項の

規定により算定した数未満である事業主の事業所に係る求人申込みであつて、正当な理由がないにもかかわらず高齢者でないことを条件とするものを受理しないことができる。

(高齢者雇用率の達成に関する計画)

第十一条の二 労働大臣は、高齢者の雇用の安定を図るため必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を雇用する事業主であつて、その常時雇用する高齢者である労働者の数が第十条第二項の規定により算定した数未満であるものに対して、高齢者である労働者の数がその算定した数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、高齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命ずることができる。

2 事業主は、前項の計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、これを労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

4 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(雇入れ等の要請)

第十一条の三 前条に規定するものほか、労働大臣は、高齢者の雇用の安定を図るため特に必要があると認められる場合には、常時百人以上の労働者を雇用する事業主であつて、その常時雇用する高齢者である労働者の数が第十条第二項の規定により算定した数未満であるものに対して、高齢者の雇入れその他高齢者の雇用の安定に関し必要な措置をとることを要請することができる。

(報告)

第十一条の四 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業主に対し、高齢者の雇用状況について必要な事項の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十一条の五 第十一条の二から前条までに定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

附則第三条を次のように改める。

(国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)

第三条 国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社(以下「国等」という。)その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立され、又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設

立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国等からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う中高年齢者の雇用については、当分の間、第十条から第十一条の五までの規定にかかわらず、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。

附則第四条から第九条までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の身体障害者雇用促進法(以下「新身障法」という。)第十九条の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の同条第一項に規定する身体障害者雇用調整金については適用する。

2 昭和五十一年度分の新身障法第十九条第一項に規定する身体障害者雇用調整金に関する同項の規定の適用については、同項中「当該年度に属する各月(当該年度」とあるのは「昭和五十一年

年十月から昭和五十二年三月までの各月(当該期間」と、「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により算定した額」とする。

第三条 新身障法第五章第二節の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金について適用する。

2 昭和五十一年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金に関する新身障法第五章第二節の規定の適用については、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第三項中「当該年度に属する各月」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」と、第二十八条第一項及び第二項中「当該年度において」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの期間内において」と、第二十九条第一項中「翌年度の初日(当該年度中途に事業を廃止した日)」とあるのは「昭和五十二年十月一日」とする。

(報奨金に関する規定の適用等)  
第四条 新身障法附則第二条第三項の規定は、昭

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七八四

和五十一年度以後の年度分の同項に規定する報奨金について適用する。

2 昭和五十一年度分の新身障法附則第二条第三項に規定する報奨金に関する同項の規定の適用については、同項中「当該年度に属する各月」とあるのは、「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」とする。

(身体障害者雇用促進協会の設立に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いている者については、新身障法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 身体障害者雇用促進協会の最初の事業年度は、新身障法第六十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和五十二年三月三十一日に終わるものとする。

(地方税法の一部改正)  
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに中央技能検定協会」を、「中央技能検定協会」に改め、「都道府県技能検定協会」の下に「並びに身体障害者雇用促進協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表心身障害者福祉協会の項の次に次のように加える。

身体障害者雇用促進協会  
(昭和三十五年法律第百二十三号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表信用保証協会の項の前に次のように加える。

身体障害者雇用促進協会  
(昭和三十五年法律第百二十三号)

(職業訓練法の一部改正)

第九条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

3 国は、身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第六章の規定により身体障害者雇用促進協会が設立されたときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定により設置した身体障害者職業訓練校のうち労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を身体障害者雇用促進協会に委託することができる。

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三中「炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)」の下に「

身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 身体障害者雇用促進法に基づいて、身体障害者雇用促進協会に対し、認可その他監督を行うこと。

第四条第三十八号の二中「基づいて、」の下に「高年齢者雇用率を設定し、及び高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命じ、並びに」を加え、同条第三十八号の三中「昭和三十五年法律第百二十三号」を削る。

第六条第一項第十一号の四中「(第三章の規定に限る。)」の下に「身体障害者雇用促進法(第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。)」を加え、同項第十一号の八を第十一号の九とし、第十一号の五から第十一号の七までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 身体障害者雇用促進協会の監督に關すること。

第十条第一項第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 高年齢者雇用率の達成に関する計画に關すること。

第十条第一項第八号中「身体障害者雇用促進法」の下に「(第五章第一節及び第六章の規定のうち他の所掌に係る部分を除く。)」を加える。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、身体障害者及び中高年齢者の雇用の促進を図るため、身体障害者の雇用に関する事業主の義務を強化し、身体障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整等を行うための身体障害者雇用納付金制度を創設するとともに、高年齢者雇用率制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 身体障害者雇用促進法の改正

1 すべて事業主は、身体障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであること。

2 身体障害者である労働者は、自ら進んで、能力を開発し、有為な職業人として自立するよう努めなければならないこと。

3 身体障害者の雇用に関し、事業主は、身体障害者雇用率以上の身体障害者を雇用していなければならないこととする。

4 身体障害者雇用率の適用単位及び重度障

害者の取扱い等について改善を図るとともに、身体障害者の雇入れ計画に関する労働大臣の勧告に従わない事業主を公表する制度を設けること。

5 雇用促進事業団は、雇用率を超えて身体障害者を雇用している事業主に対して身体障害者雇用調整金又は報奨金を支給するとともに、身体障害者を雇用するための施設又は設備の設置、整備等に対し助成金を支給すること。

6 雇用促進事業団は、身体障害者雇用調整金の支給等に要する費用に充てるため、事業主(当分の間、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主を除く。)から雇用率未達成の身体障害者数に応じて身体障害者雇用納付金を徴収すること。

7 身体障害者雇用促進協会を設立し、身体障害者職業訓練校の運営、身体障害者職業生活相談員の資格認定講習、事業主等に対する指導援助等の業務を行うこと。

8 精神薄弱者に対するこの法律の適用、身体障害者職業生活相談員の選任、身体障害者を解雇する場合の届出等について、必要な規定を設けること。

(二) 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の改正

1 公共職業安定所は、中高年齢者の能力に適合する職種について、中高年齢者の雇入

れを促進するため、事業主等に対し必要な指導等を行うこと。

2 労働大臣は、高年齢者雇用率を設定することができるとし、事業主は、高年齢者雇用率以上の高年齢者を雇用するように努めなければならないこと。

3 労働大臣は、常時百人以上の労働者を雇用する高年齢者雇用率未達成の事業主に対し、雇用率達成計画の作成を命ずることができることとし、また、計画の変更及び適正な実施について勧告することができること。

4 国、地方公共団体等については、当分の間、従前の選定職種に係る雇用率制度によるものとすること。

(三) この法律は、昭和五十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

身体障害者及び中高年齢者の雇用の促進を図るため、身体障害者の雇用に関する事業主の義務を強化し、身体障害者雇用納付金制度及び高年齢者雇用率制度を創設する等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同石母田達君外二名より身体障害者雇用促進協会の設立に関する規定を削除する等の修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して長谷川労働大臣より石母田達君外二名提出の修正案に対して「反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和五十一年五月二十日

社会労働委員長 熊谷 義雄  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、身体障害者及び中高年齢者の雇用の安定を図るため、次の事項について、その実現に努力すること。

一 身体障害者の雇用の促進に当たっては、官公庁が進んでその雇用に努めるとともに、民間企業への雇用の確保に積極的に努めること。

二 障害者の適職及び作業補助具の研究開発を促進するとともに、身体障害者の職業訓練については、産業の実態に即応するよう技能の修得及び設備の整備充実を努力すること。

三 盲、ろう、養護学校等の卒業生の就職については、労働、文部両行政の有機的な連携によつ

て、職域の拡大等検討を進めるとともに、その就職の促進に格段の努力をすること。

四 官公需の発注に当たっては、身体障害者を多数雇用する事業所について配慮するよう努めること。

五 現下の雇用失業情勢にかんがみ、中高年齢労働者の従来の職種別雇用率制度の廃止により、労働者に不利にならないよう適切な措置を講ずるとともに、中高年齢失業者等求職手帳制度の適切かつ効果的な運用を図ること。

六 身体障害者、中高年齢者の職業紹介等公共職業安定所の機能の強化に努めること。

昭和五十一年五月二十日 衆議院会議録第二十二号 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月二十日 衆議院會議録第二十二号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大代)

七八六